



三重県公報

平成22年3月5日（金）

第 2168 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
9	消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(交通安全・消費生活室)	2
	公 安 委 規 則		
3	三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
	告 示		
129	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 社 会 室)	2
130	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	3
131	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	4
	選 管 告 示		
15	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	5
16	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	6
17	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	6
18	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	6
19	政治団体の平成20年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	9
20	政治団体の平成19年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	10
21	政治団体の平成18年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	11
	監 査 委 員 公 表		
2	監査結果の公表	(監 査 委 員)	11
3	同伴	(同)	37
	公 告		
	平成21年度三重県一般会計補正予算の公表	(予 算 調 整 室)	113
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・N P O室)	126
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 室)	126
	土地改良区清算人の退任の届出	(同)	126

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月五日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第九号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年三重県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（健全性の基準）

第三条 法第五十条の五の規定により知事が定める共済金、返戻金その他の給付金の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）第四条の二に規定する基準とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 規 則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年三月五日

三重県公安委員会委員長 水 谷 令 子

三重県公安委員会規則第三号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づくもの」を「遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第五条第一項の規定による届出」に改め、同条第二項中「別表第二の上欄に掲げる条例等のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等」を「三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第六条第一項の規定による請求」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示**三重県告示第129号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成22年3月5日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470501418	訪問介護 潮風	津市阿漕町津興 214 番地 2	有限会社すずらん	平成 22 年 1 月 31 日	訪問介護
2470101284	ウエルケア（福祉用具貸与）	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	介護バンクウエル株式会社	平成 21 年 6 月 30 日	福祉用具貸与
2472801022	デイサービスセンター仙の峰	度会郡大紀町野添 63 番地	有限会社 ソレイル	平成 22 年 1 月 31 日	通所介護
2470301744	陽だまり長屋 鈴鹿	鈴鹿市秋永町 2079 番地	特定非営利活動法人日本ライフ協会	平成 22 年 1 月 31 日	短期入所生活介護
2470501376	マイホーム高松山	津市半田 2226-20	有限会社高松山	平成 22 年 2 月 28 日	訪問介護
2470502697	波瀬介護ステーション	津市一志町波瀬 256-7	株式会社クラフト	平成 22 年 1 月 31 日	通所介護
2460690056	訪問看護ステーション ウィッシュ	津市戸木町 5141-23 アールエフヤマカワアネックスビル 2F	有限会社 ウィッシュ	平成 22 年 1 月 31 日	訪問看護
2472800651	くまの灘漁協 福祉用具販売「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	特定福祉用具販売
2472800651	くまの灘漁協 福祉用具貸与「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	福祉用具貸与
2472800792	くまの灘漁協 訪問介護「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	訪問介護
2472800800	くまの灘漁協 デイサービスセンター「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	通所介護
2472900782	デイサービス 間崎	志摩市志摩町和具 4496-2	有限会社 ケアリゾート	平成 22 年 1 月 31 日	通所介護
2472900253	志摩の国漁協 福祉事業部	志摩市志摩町和具 1896-53	志摩の国漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	福祉用具貸与
2472900253	志摩の国漁協 福祉事業部	志摩市志摩町和具 1896-53	志摩の国漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	特定福祉用具販売
2471200481	ヘルパーステーション さくら	伊賀市比土 377 番地 1	青山ライフソリューションサービス有限公司	平成 22 年 2 月 28 日	訪問介護
2471200788	やすらぎ	伊賀市緑ヶ丘南町 2285 番地 2	株式会社三重ワークサービス やすらぎ	平成 22 年 1 月 29 日	訪問介護
2463290029	訪問看護センター「まごころ」	伊賀市御代 1030-5	特定非営利活動法人かがやき	平成 22 年 2 月 5 日	訪問看護
2473000236	まごころネットワーク・囲炉裏	北牟婁郡紀北町海山区相賀 480-55	特定非営利活動法人まごころネットワーク・囲炉裏	平成 22 年 1 月 22 日	通所介護
2470400173	訪問介護 あかり園	亀山市菅内町 1450 番地	有限会社 ミエ・ドライビング・サービス	平成 22 年 1 月 31 日	訪問介護
2470301512	NPO法人 優	鈴鹿市東磯山 2 丁目 22-1	特定非営利活動法人 優	平成 22 年 2 月 28 日	訪問介護
2470301652	訪問介護事業所 カトレア 鈴鹿	鈴鹿市神戸 1-22-35	有限会社 カトレア	平成 21 年 12 月 31 日	訪問介護

三重県告示第 130 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 22 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2472200316	介護支援センターサフラン	三重郡川越町豊田 598 番地	株式会社ソーホー	平成 22 年 3 月 4 日	居宅介護支援

2470502804	陽だまりの丘片田居宅介護支援事業所	津市片田井戸町堂坂 268 番地	特定非営利活動法人日本ライフ協会	平成 22 年 2 月 28 日	居宅介護支援
2460590025	津医療生協ケアプランセンター「ふれあいポート」	津市船頭町 3453 番地	津医療生活協同組合	平成 22 年 2 月 28 日	居宅介護支援
2410505321	白塚診療所	津市白塚町口起 3568-4	津医療生活協同組合	平成 22 年 2 月 28 日	居宅介護支援
2470502523	ケアプランニング輝	津市久居明神町 2720-1	有限会社 輝	平成 22 年 1 月 31 日	居宅介護支援
2472800784	くまの灘漁協 居宅介護支援センター「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	居宅介護支援
2470900222	はごろも 介護支援センター	鳥羽市鳥羽 1 丁目 186-1	有限会社はごろも介護事業所	平成 22 年 2 月 10 日	居宅介護支援
2471200606	居宅介護支援事業所「ささゆり」	伊賀市比自岐 1210	株式会社ジェノア	平成 22 年 2 月 5 日	居宅介護支援
2471000311	在宅ケアサービスしあわせ	尾鷲市梶賀町 6 番地の 3	有限会社しあわせ	平成 19 年 3 月 31 日	居宅介護支援
2470301058	居宅介護支援事業所ライム	鈴鹿市白子本町 11 番 25 号 六本木ホームズ 2C	有限会社 ライム	平成 21 年 7 月 31 日	居宅介護支援

三重県告示第 131 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 22 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470100187	指定介護予防訪問介護事業所 長寿苑	桑名市額田 1256-2	社会福祉法人 花園福祉会	平成 20 年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
2470101284	ウエルケア（福祉用具貸与）	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	介護バンクウエル株式会社	平成 21 年 6 月 30 日	介護予防 福祉用具 貸与
2470600160	榊原陽光苑	津市榊原町 5684	社会福祉法人三重福祉会	平成 20 年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
2470300217	伊勢マリンホーム介護予防訪問入浴介護事業	鈴鹿市南若松町字南新田 1	社会福祉法人 伊勢湾福祉会	平成 20 年 3 月 31 日	介護予防 訪問入浴 介護
2470300423	介護予防訪問介護センター 鈴鹿けやき苑	鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 68	社会福祉法人けやき福祉会	平成 20 年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
2470301744	陽だまり長屋 鈴鹿	鈴鹿市秋永町 2079 番地	特定非営利活動法人日本ライフ協会	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防 短期入所 生活介護
2470500907	セルアヘルパーステーション	津市観音寺町 799-7	有限会社 セルア	平成 21 年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
2470501186	ヘルパーステーション「ぬくもり」	津市半田 3350-99	有限会社 システムケア	平成 21 年 11 月 30 日	介護予防 訪問介護
2470502697	波瀬介護ステーション	津市一志町波瀬 256-7	株式会社クラフト	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防 通所介護
2470600293	介護予防訪問介護事業所 かざはや苑	津市戸木町 4170-2	社会福祉法人 正寿会	平成 22 年 2 月 9 日	介護予防 訪問介護
2472800651	くまの灘漁協 福祉用具販売「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	特定介護 予防福祉 用具販売
2472800651	くまの灘漁協 福祉用具貸与「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮字東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防 福祉用具 貸与

2472800800	くまの灘漁協 デイサービスセンター「まごころ」	度会郡南伊勢町東宮宇東新田 3310 番地	くまの灘漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防通所介護
2472900782	デイサービス 間崎	志摩市志摩町和具 4496-2	有限会社 ケアリゾート	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防通所介護
2472900253	志摩の国漁協 福祉事業部	志摩市志摩町和具 1896-53	志摩の国漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2472900253	志摩の国漁協 福祉事業部	志摩市志摩町和具 1896-53	志摩の国漁業協同組合	平成 22 年 1 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売
2471200481	ヘルパーステーション さくら	伊賀市比土 377 番地 1	青山ライフソリューションサービス有限公司	平成 22 年 2 月 28 日	介護予防訪問介護
2471200788	やすらぎ	伊賀市緑ヶ丘南町 2285 番地 2	株式会社三重ワークサービス やすらぎ	平成 22 年 1 月 29 日	介護予防訪問介護
2473000236	まごころネットワーク・囲炉裏	北牟婁郡紀北町海山区相賀 480-55	特定非営利活動法人まごころネットネットワーク・囲炉裏	平成 22 年 1 月 22 日	介護予防通所介護
2470301512	NPO法人 優	鈴鹿市東磯山 2 丁目 22-1	特定非営利活動法人 優	平成 22 年 2 月 28 日	介護予防訪問介護
2470301652	訪問介護事業所 カトレア鈴鹿	鈴鹿市神戸 1-22-35	有限会社 カトレア	平成 21 年 12 月 31 日	介護予防訪問介護

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
元 坂 正 人 後 援 会	元 坂 み つ	浜 口 小百合	多気郡大台町柊原 1053-2	
幸福実現党伊勢後援会	川 口 善 広	東 幸 代	伊勢市常磐 2-12-30	
幸福実現党桑名後援会	岡 本 美千世	川 口 正 枝	桑名市今島 1347	
幸福実現党名張伊賀後援会	西 尾 美津代	元 木 育 子	伊賀市緑ヶ丘西町 2558-7	
幸福実現党四日市後援会	山 中 浩 史	圓 井 美也子	四日市市桜花台 1 丁目 27-9	
辻 安 治 後 援 会	武 田 優 行	横 山 正 利	名張市新町 173	
辻 安 治 を 支 援 す る 会	辻 安 治	横 山 正 利	名張市新町 173	
名 張 再 起 動	長 川 精 孝	東 洋 平	名張市桔梗が丘 7 番町 3-90	
ニ シ ケ ン 後 援 会	西 賢 二	西 賢 二	熊野市井戸町 361-6	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党河芸支部	会計責任者	隆 武 夫	小 黒 昭 夫	政党
自由民主党三雲支部	主たる事務所の所在地	松阪市笠松町 673	松阪市曾原町 824	政党
自由民主党三雲支部	代表者	鵜 飼 孝	森 田 甚 雄	政党
幸福実現党津後援会	政治団体の名称	幸福実現党津後援会	後谷一司後援会	
幸福実現党松阪後援会	政治団体の名称	幸福実現党松阪後援会	高良雄蔵後援会	
幸福実現党松阪後援会	主たる事務所の所在地	松阪市平生町 54	松阪市東町 593-1	

幸福実現党三重県本部	主たる事務所の 所在地	伊勢市常磐 2-12-30	津市万町津 140
幸福実現党三重県本部	代表者	今井田 俊 一	長谷川 植
高橋広成後援会（ちひろ）	主たる事務所の 所在地	志摩市大王町波切 3342-1	志摩郡大王町波切 3342-1

三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 3 月 5 日

政治団体の名称	解散年月日	備考
池田ミチ子を励ます会	平成 21 年 12 月 31 日	
伊藤允久後援会という会	平成 21 年 12 月 30 日	
井上正後援会	平成 21 年 12 月 31 日	
大川よしすけ後援会	平成 21 年 12 月 30 日	
川口米人後援会	平成 21 年 12 月 31 日	
郷土発展の会	平成 21 年 12 月 31 日	
厚義塾	平成 22 年 1 月 8 日	
高橋広成後援会（ちひろ）	平成 21 年 10 月 10 日	
谷口守行後援会	平成 21 年 12 月 30 日	
谷口守行・大紀町・元気会	平成 21 年 12 月 30 日	
野呂堪後援会	平成 22 年 2 月 3 日	
畑みつこ後援会	平成 21 年 12 月 31 日	
藤本司生応援団	平成 21 年 12 月 31 日	
前川怜後援会	平成 22 年 1 月 25 日	
三重ヤマネコの会	平成 21 年 12 月 25 日	
三橋文夫後援会	平成 21 年 10 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 17 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘				
1 資金管理団体の指定				
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名
辻 安 治	市長	辻安治を支援する会	名張市新町 173	辻 安 治
2 資金管理団体の指定の取消し				
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名
池 田 ミチ子	市議会議員	池田ミチ子を励ます会	伊勢市勢田町 103-33	池 田 ミチ子
仲 筋 泰 広	市議会議員	三重ヤマネコの会	いなべ市大安町 石樽南 1531-1	仲 筋 泰 広

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

池田ミチ子を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名

池田 ミチ子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市議会議員

報告年月日

平成 22 年 1 月 12 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

伊藤允久後援会という会

報告年月日

平成 22 年 1 月 22 日

1	収入総額	18,318 円
	前年繰越額	18,304 円
	本年收入額	14 円
2	支出総額	3,000 円
3	差引額	15,318 円
4	収入の内訳	
	その他	14 円
	1 件 10 万円未満のもの	14 円
5	支出の内訳	
	経常経費	3,000 円
	事務所費	3,000 円

井上正後援会

報告年月日

平成 22 年 1 月 7 日

1	収入総額	1,650,000 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	1,650,000 円
2	支出総額	1,650,000 円
3	差引額	0 円
4	収入の内訳	
	寄附	1,650,000 円
	個人分	1,650,000 円
5	支出の内訳	
	経常経費	914,900 円
	光熱水費	49,312 円
	備品・消耗品費	210,654 円
	事務所費	654,934 円
	政治活動費	735,100 円
	機関紙誌の発行その他の事業費	735,100 円
	宣伝事業費	735,100 円
6	寄附の内訳	
	(個人分)	
	井上 正	1,250,000 円 伊勢市
	井上 美代子	260,000 円 伊勢市
	その他	140,000 円

大川よしすけ後援会

報告年月日

平成 22 年 1 月 20 日

1	収入総額	1,039,576 円
---	------	-------------

前年繰越額	422, 576 円
本年收入額	617, 000 円
2 支出総額	1, 039, 576 円
3 差引額	0 円
4 収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	617, 000 円
その他の事業 親睦会	84, 000 円
その他の事業 研修旅行	533, 000 円
5 支出の内訳	
経常経費	207, 494 円
光熱水費	14, 014 円
備品・消耗品費	20, 189 円
事務所費	173, 291 円
政治活動費	832, 082 円
組織活動費	73, 594 円
機関紙誌の発行その他の事業費	756, 488 円
その他の事業費	756, 488 円
調査研究費	2, 000 円

川口米人後援会

報告年月日 平成 22 年 1 月 27 日

1 収入総額	367, 280 円
前年繰越額	367, 280 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	367, 280 円

郷土発展の会

報告年月日 平成 22 年 1 月 13 日

1 収入総額	15, 536 円
前年繰越額	15, 536 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	15, 536 円
3 差引額	0 円
4 支出の内訳	
政治活動費	15, 536 円
機関紙誌の発行その他の事業費	15, 536 円
その他の事業費	15, 536 円

高橋広成後援会（ちひろ）

報告年月日 平成 22 年 1 月 20 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	0 円

谷口守行後援会

報告年月日 平成 22 年 1 月 14 日

1 収入総額	0 円
前年繰越額	0 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円
3 差引額	0 円

谷口守行・大紀町・元気会

報告年月日

平成 22 年 1 月 14 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

畑みつこ後援会

報告年月日

平成 22 年 2 月 3 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

藤本司生応援団

報告年月日

平成 22 年 1 月 19 日

1	収入総額	25,150 円
	前年繰越額	25,150 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	25,150 円

三重ヤマネコの会

資金管理団体の届出をした者の氏名

仲筋 泰広

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市議会議員

報告年月日

平成 22 年 1 月 4 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

三橋文夫後援会

報告年月日

平成 22 年 1 月 15 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	差引額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 19 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 20 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

今井よしてる後援会

報告年月日

平成 22 年 1 月 26 日

1	収入総額	909,582 円
	前年繰越額	608,675 円
	本年收入額	300,907 円
2	支出総額	435,205 円
3	翌年への繰越額	474,377 円

4	収入の内訳	
	寄附	300,000 円
	個人分	300,000 円
	その他	907 円
	預金利息	907 円
5	支出の内訳	
	政治活動費	435,205 円
	機関紙誌の発行その他の事業費	435,205 円
	宣伝事業費	435,205 円
6	寄附の内訳	
	(個人分)	
	その他	300,000 円

三香会

報告年月日	平成 22 年 1 月 13 日	
1	収入総額	61,066 円
	前年繰越額	61,066 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	61,066 円

中岡久徳後援会

報告年月日	平成 22 年 1 月 13 日	
1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

三重ヤマネコの会

資金管理団体の届出をした者の氏名	仲筋 泰広	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員	
報告年月日	平成 22 年 1 月 4 日	
1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 20 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 19 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重ヤマネコの会

資金管理団体の届出をした者の氏名	仲筋 泰広	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員	
報告年月日	平成 22 年 1 月 4 日	
1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 21 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 18 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

三重ヤマネコの会

資金管理団体の届出をした者の氏名 仲筋 泰広
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 22 年 1 月 4 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

監 査 委 員 公 表**監査委員公表第 2 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 21 年 11 月 24 日から平成 22 年 2 月 25 日までに実施しました財政的援助団体等監査について、平成 22 年 2 月 26 日に県議会議長及び知事に提出した監査結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三重県監査委員 植 田 十 志 夫
 三重県監査委員 日 沖 正 信
 三重県監査委員 前 野 和 美
 三重県監査委員 田 中 正 孝

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

平成20年度における財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(2) 監査対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（平成19年度分を一部含む）

(3) 監査実施団体数

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、28団体を選定のうえ、平成21年11月24日から平成22年2月25日まで監査を実施しました。

なお、監査実施団体及び監査実施年月日等は、別表のとおりです。

3 監査の実施方法

監査実施28団体のうち、実地監査10団体、書面監査18団体を次の方法により実施しました。

(1) 実地監査は、監査委員が監査実施団体に出向き、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等により行った予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、現地で関係者から事情聴取を行うなどにより実施しました。

(2) 書面監査は、監査委員が、事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じて追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。

(3) 医療法人大和会（日下病院）の監査において、日沖正信監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。

〔監査実施状況〕

区 分	選 定 基 準	監査対象 団 体 数	予備監査	委 員 監 査	
				実地監査	書面監査
出資（出捐）団体	県出資比率25%以上	31	9	7	2
公の施設管理等団体	公の施設管理委託	17	0(2)	0(2)	—
補助金等交付団体	1事業1,000万円以上及びその他特に監査委員が必要と認めたもの	250	19(23)	3(7)	16
計		298	28(34)	10(16)	18

(注) 1 数値は実団体数で、（ ）は団体区分間の重複を含む団体数。

2 出資団体が公の施設管理団体及び補助金等交付団体と重複する場合、実団体数は、出資団体として整理している。

3 補助金等交付団体とは、負担金、補助金、交付金の交付団体及び貸付金の貸付団体をいう。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点で実施しました。

(1) 出資（出捐）団体

- ・出資目的に沿って事業が運営されているか。
- ・決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。
- ・事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納事務は、適正に処理されているか。
- ・三重県外郭団体改革方針に基づき改革に取り組まれているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・施設の管理は、契約の目的に沿って適正、効率的に行われているか。
- ・使用料等の出納は、適正に行われているか。
- ・委託料の金額は妥当か、受入時期及び手続きは、適正に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・補助金等は、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助事業は、補助の目的どおり実施されているか。
- ・補助事業における契約行為は、透明性、競争性が確保されているか。
- ・補助金等で購入した備品等は適切に管理されているか。

5 別 表 [監査実施団体一覧]

出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	(財)三重県国際交流財団	津 市	生活・文化部	平成22年1月26日	実地
2	(株)三重データクラフト	津 市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
3	(社福)三重県厚生事業団	津 市	健康福祉部	平成22年1月29日	実地
4	(財)三重こどもわかもの育成財団	松 阪 市	健康福祉部	平成22年1月25日	実地
5	(財)三重県小動物施設管理公社	津 市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
6	(財)三重県環境保全事業団	津 市	環境森林部	平成22年1月26日	実地
7	(財)三重県農林水産支援センター	松 阪 市	農水商工部	平成22年2月 1日	実地
8	(株)三重県四日市畜産公社	四日市市	農水商工部	平成22年1月29日	実地
9	三重県土地開発公社	津 市	県土整備部	平成22年1月26日	実地

公の施設管理団体（出資団体との重複2団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	((社福)三重県厚生事業団)	津 市	健康福祉部	平成22年1月29日	実地
2	((財)三重こどもわかもの育成財団)	松 阪 市	健康福祉部	平成22年1月27日	実地

() は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体との重複4団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	学校法人慈光学園	四日市市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
2	学校法人あおい学園	四日市市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
3	学校法人白百合学園	鈴 鹿 市	生活・文化部	平成22年1月29日	実地
4	学校法人日本聖公会三重学園	津 市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
5	学校法人前島学園	伊 勢 市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
6	(財)三重県私立学校教職員退職基金財団	津 市	生活・文化部	平成22年2月25日	書面
7	医療法人(社団)大和会	いなべ市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
8	特別医療法人暁純会	津 市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
9	(社福)三重福祉会	四日市市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
10	(社福)鈴鹿聖十字会	菰 野 町	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
11	(社福)徳寿会	四日市市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
12	(社福)伊賀昂会	伊 賀 市	健康福祉部	平成22年2月25日	書面
13	((社福)三重県厚生事業団)	津 市	健康福祉部	平成22年1月29日	実地
14	いせしま森林組合	度 会 町	環境森林部	平成22年2月25日	書面

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
15	((財)三重県環境保全事業団)	津 市	環 境 森 林 部	平成22年1月26日	実地
16	亀山商工会議所	亀 山 市	農 水 商 工 部	平成22年2月25日	書面
17	シャープ(株)	亀 山 市	農 水 商 工 部	平成22年1月29日	実地
18	市場土地改良区	四日市市	農 水 商 工 部	平成22年2月25日	書面
19	三重県超短波無線漁業協同組合	津 市	農 水 商 工 部	平成22年2月25日	書面
20	(社)三重県トラック協会	津 市	農 水 商 工 部	平成22年1月27日	実地
21	((財)三重県農林水産支援センター)	松 阪 市	農 水 商 工 部	平成22年2月 1日	実地
22	鈴鹿市白江土地区画整理組合	鈴 鹿 市	県 土 整 備 部	平成22年2月25日	書面
23	(三重県土地開発公社)	津 市	県 土 整 備 部	平成22年1月26日	実地

() は出資団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助にかかる事業、及び公の施設の管理委託事業について、下記のとおり一部改善を要する事項が認められたので、当該団体並びに所管部局においては、適切な措置を講じられたい。

改善を要する事項

項 目	事業の執行に関するもの	会計事務に関するもの	補助対象経費に関するもの	規定の整備等に関するもの	その他	計
団体に 対する意見	10 件	38 件	3 件	11 件	5 件	67 件
所管部局に 対する意見	8 件	10 件	3 件	9 件	6 件	36 件

※所管部局に対する意見には、団体に対する指導、助言の要請を含む。

2 監査の意見

(1) 共通意見

[出資（出捐）団体]

以下のとおり改善を要する事例が複数の団体で見受けられたので、所管部局においては、当該団体に対し、指導助言に努められたい。

また、今回監査の対象とならなかった公益法人に対しても、指導助言に努められたい。

- ① 賞与引当金について、社会保険料の法人負担相当額が含まれていないので、計上する必要がある。
- ② 平成20年度の収益事業にかかる法人税等を平成21年度の費用として計上しているが、20年度の費用として計上する必要がある。
- ③ 夏季賞与の費用計上にあたっては、支給対象の労務期間別に費用の計上年度を分ける必要がある。（例：平成20年12月～平成21年3月分は平成20年度の費用、平成21年4月～5月分は平成21年度の費用として計上）

[補助金等交付団体]

団体の給与規程、会計規程等に沿った事務処理がされていない団体が見受けられた。また、会計規程が作成されていない、もしくは規程の内容が不十分な団体が見受けられた。

所管部局にあっては、補助対象事業費が明確なルールに基づき執行されるよう、指導助言に努められたい。

(2) 団体別意見

団体別の意見については、次頁以下のとおりである。

出資（出捐）団体

財団法人三重県国際交流財団（県出資額 356,759 千円 県出資比率 72.8%）

監査結果及び意見

- (1) 法人においては、平成 19 年 3 月に「中期事業計画（平成 19 年度～平成 22 年度）」を策定し、多文化共生社会の推進や国際交流の促進等に取り組んでいるところである。しかしながら、事業運営に関しては、基本財産の取り崩しや受託事業の減少などにより厳しい状況となっているので、民間企業への寄附金募集の働きかけや、賛助会員の増加に向けた P R 活動を行うなどにより、自主財源の確保に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事の変更登記	○理事の変更登記が、寄附行為に定める 2 週間以内の期限から 4 日遅延していた。
有価証券	○有価証券を時価により評価しているが、「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金に、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○「財務諸表に対する注記」の重要な会計方針に、賞与引当金の計上基準が記載されていなかった。
未払金	○未払金に計上されている、委託事業にかかる消費税及び地方消費税の計上額に誤りがあった。
予定価格	○契約において、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。

所管部局に対する意見

- (1) 法人については、事業運営が厳しい状況となっているので、自主財源の確保に努めるよう指導されたい。
(所管室名：生活・文化部 国際室)
- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。
(所管室名：生活・文化部 国際室)

株式会社三重データクラフト（県出資額 19,500 千円 県出資比率 39.0%）

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

社会福祉法人三重県厚生事業団（県出資額 10,000 千円 県出資比率 100.0%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 平成20年度の公の施設管理に関する成果実績について、全16項目中5項目が目標を大きく下回っているため、原因の分析を行うとともに、目標達成に向け、各種研修参加者や施設利用者等への情報提供に努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	○財務規程において規定している賞与引当金が、計上されていなかった。
未払金	○年度末の未払金を計上するにあたり、請求書に基づき一律、期末日の日付で計上しているが、納品等の日付で計上すべきである。
固定資産	○固定資産の取得価格の中に、工事の設計料が含まれていないものがあつた。
受託契約	○県から委託された事業において、事業計画書の未提出、及び事業実績報告書の提出が遅延しているものがあつた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 公の施設管理に関する成果目標が十分達成されていない項目があることから、目標達成に向けた指導、助言等を行われたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室 健康福祉総務室)
- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室 健康福祉総務室)
- (3) 法人に無償貸与している県有備品について、所管部局から物品表示票が送付されていないものがあつたので、送付されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

財団法人三重こどもわかもの育成財団（県出資額 260,000 千円 県出資比率 63.4%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 平成20年度の公の施設管理に関する成果実績のうち、ボランティア参加者数が目標を下回っているため、目標達成に向け、ボランティアの育成と活用に一層努められたい。
- (2) 施設の利用料金免除に関する事項、及び法人が所有する個人データの取り扱いに関する事項が十分に広報されていないため、法人のホームページに登載するなどにより、情報の周知を一層図られたい。
- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○青少年特別会計において、収支計算書の次期繰越収支差額が0円となっているが、運用財産同額を計上すべきである。 ○財務諸表の注記において、消費税の会計処理等、記載されていない項目が一部あった。
法人税等	○平成20年度の収益事業にかかる法人税等169千円が、平成21年度の費用として計上されているが、平成20年度の費用として計上すべきである。
賞与	○夏季賞与について、12月～5月の労務対価相当分を平成21年度の費用として計上しているが、12月～3月分については、20年度の費用として計上すべきである。
未収金	○未収金のうち400千円については、相手先団体の解散により回収不能と認められるが、貸倒引当金の計上など、特段の会計処理を行っていないかった。
車両	○購入済みの車両1台について、前払金から固定資産への科目振替がされていないかった。また、同車両の減価償却費が計上されていないかった。
財務規程	○財務規程に定められている予定価格の設定や、2者以上からの見積書の徴収が行われていないものがあつた。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 児童青少年特別会計については、毎期、運用財産を取り崩して運用されているため、事業運営を見直すための協議を一層進められたい。
(所管室名：健康福祉部こども局 こども未来室)
- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。
(所管室名：健康福祉部こども局 こども未来室)

財団法人三重県小動物施設管理公社（県出資額 10,000 千円 県出資比率 100.0%）

〔監査結果及び意見〕

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
物品の検収	○備品購入等における検収の記録がなかった。

〔所管部局に対する意見〕

公社との「小動物処分及び野犬等捕獲抑留業務」委託契約書において、再委託に関する条項が定められていない。また、具体的な業務手順の仕様書が契約書に添付されていないため、契約書の見直しを行い、業務内容の明確化を図られたい。

（所管室名：健康福祉部 薬務食品室）

財団法人三重県環境保全事業団（県出資額 48,290 千円 県出資比率 31.0%）

〔監査結果及び意見〕

平成 20 年度の決算は、一般会計が 2 億 9,235 万円の純利益、特別会計が 1 億 2,893 万円の純損失で、一般会計、特別会計を合わせ 1 億 6,342 万円の当期純利益を計上し、その結果、純資産が 3 億 9,245 万円となった。中期経営計画の目標である債務超過からの脱却は平成 19 年度決算より達成されている。

今後も引き続き不断の経営努力に努め、経営の安定化を図られたい。

また、現在策定中の次期中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）において、将来を見据えた計画となるよう検討を行われたい。

〔所管部局に対する意見〕

法人の中期経営計画の目標である債務超過からの脱却は、平成 19 年度決算より達成されているが、今後も引き続き経営の安定化が図られるよう、法人を指導されたい。また、現在策定中の次期中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）において、将来を見据えた計画となるよう指導されたい。

（所管室名：環境森林部 環境森林総務室）

財団法人三重県農林水産支援センター（県出資額 2,301,000 千円 県出資比率 83.6%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 法人においては、「中期計画（平成 17 年度～21 年度）」に基づき経営改善に努めているところであるが、平成 20 年度決算において、一般正味財産が 2 億 1,676 万円減少し、依然として厳しい経営状況が続いているため、引き続き経営改善に取り組まれたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
退職給付金	○退職給付金について、支給額全額を正味財産増減計算書の経常費用に計上しているが、過年度の労務対価相当額（平成19年度以前分）については、経常外費用として計上すべきである。
引当金	○一般会計における安心食材表示制度推進事業引当金については、負債性引当金に該当するとは認められないため、計上方法を検討する必要がある。 ○賞与引当金を計上するにあたって、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。 ○就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金については、貸付金の回収可能性を個別に検討した見積額となっていないため、適正に見積もる必要がある。
預り金	○育成基金特別会計において、真珠災害資金事業預り金の支払処理を、取崩額として収益に計上するとともに、同額を費用に計上する処理を行っているが、預り金の支払処理に改める必要がある。

[所管部局に対する意見]

- (1) 法人は中期計画に基づき経営改善を進めているところであるが、依然厳しい経営状況が続いていることから、早期に経営改善できるよう、引き続き指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 農業経営室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農業経営室)

- (3) 広域農道整備事業等の用地事務委託において、委託契約書に実績報告についての定めがないので、契約書の見直しを行われたい。

(所管室名：農水商工部 農山漁村室)

株式会社三重県四日市畜産公社（県出資額 25,000 千円 県出資比率 25.0%）

[監査結果及び意見]

- (1) 平成20年度の決算は、当期純損失2,914万円であり、二期連続で赤字を計上したことにより、累積欠損額が4,718万円となり、厳しい経営状況となっている。
また、平成21年3月から新たに開始した豚部分肉加工業務が不調であることなどにより、平成21年度の決算もさらに赤字幅が増大することが想定されるため、早急に抜本的な経営改善に取り組まれたい。

- (2) 平成 20 年 1 月に「中期経営改善計画（平成 20 年度～22 年度）」を策定しているが、当該計画が取締役会等に諮られていないほか、年度毎の計画に対する実績の検証も行われていないなど、実効性のないものとなっている。

二期連続赤字を計上している現状の経営状態を踏まえ、早急に抜本的な経営改善を図るためにも、役職員が一体となって当該計画を見直し、実効性のある経営改善計画を策定されたい。

- (3) 牛の特定危険部位の取扱いに係る告発を契機として、平成 19 年 8 月以降、法令の遵守や食の安全・安心に関する研修の実施、チェック体制の構築に努めているが、平成 20 年 7 月に牛加工肉の産地誤表示が発覚しており、依然として十分なチェック管理体制が構築されているとは言えない状況にある。

このため、改善策の着実な実施を再度徹底し、定期的に職員の研修、訓練を実施するなどにより、再発防止に努められたい。

- (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
退職給与引当金	○将来の支払い資金として確保すべき、期末日現在における自己都合による退職金の要支給額が、退職給与引当金に計上されていなかった。
賞与	○夏季賞与について、12 月～5 月の労務対価相当分を平成 21 年度の費用として計上しているが、12 月～3 月分については、20 年度の費用として計上すべきである。 ○賞与引当金を計上するにあたって、社会保険料の法人負担相当額が計上されていなかった。
法人税等	○平成 20 年度の収益事業にかかる法人税等 200 千円が、21 年度の費用として計上されているが、20 年度の費用として計上すべきである。
小切手	○平成 20 年度の末日に振出した小切手について、21 年度に会計処理されているが、振出し日の日付により、20 年度に会計処理を行う必要がある。
経理規程	○固定資産の取得は、総務責任者の申請により稟議決裁されなければならないと規定されているが、稟議が行われていなかった。 ○現金の在高を金種別明細表に記載し、毎日金銭出納帳と照合するよう規定されているが、金種別明細表が作成されておらず、現金在高の照合も不定期に行っていた。 ○入札等に関する規定が整備されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 公社の決算は、二期連続で赤字を計上するなど、厳しい経営状況となっている。また、平成 21 年度決算においてもさらに赤字幅が増大することが想定されるため、四日市市など他の出資者とともに、早急に抜本的な経営改善に取り組まれない。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：農水商工部 農畜産室)

三重県土地開発公社（県出資額 5,200 千円 県出資比率 100.0%）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 公社では平成 20 年度から公有地取得の代行買取制度の試行を行っているが、将来的な全面受託への移行に向けて、課題や問題点を整理するとともに、公社のあり方に対応した職員の専門性の確保や組織体制づくりを進められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
立替払	○小口現金の受け払いにおいて、職員の立替払いが多く見受けられた。
契約事務	○契約にあたって、随意契約理由や業者選定理由の未記載、予定価格の設定がないものが見受けられた。 ○検収の記録がないものが見受けられた。
備品管理	○備品表示票が貼付されていないものが見受けられた。 ○会計規程に定める、固定資産台帳と現品の照合が実施されていなかった。 ○固定資産、消耗備品、消耗品の区分が会計規程上、明確に定められていなかった。
会計規程	○物品管理や支出事務等における、審査・確認を行う会計職員の設置規定がなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 公有地取得の代行買取制度の試行や、将来的な全面委託への移行など、公社の業務拡大について検討しているところであるが、現状における課題や問題点を整理し、公社のあり方に対応した組織体制づくりについて、公社とともに取り組まれない。

(所管室名：県土整備部 公共用地室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：県土整備部 公共用地室)

- (3) 建設事務所の用地事務委託について、契約上 10 月中に委託料総額の 1/2 を支払うこととしているが、支出区分及び金額が明記されていないので、前金払とするとともに、支払金額を契約書に明記されたい。

(所管室名：県土整備部 公共用地室)

- (4) 高規格幹線道路等整備の用地事務委託について、契約書に個人情報保護規定がなく、個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。また、契約書に完成報告書や実績報告書の提出についての規定がなく、公社に対する履行確認書の交付がなされていなかったので、契約書を見直すとともに、履行確認書を公社に交付されたい。

(所管室名：県土整備部 高速道・道路企画室)

- (5) ニューファクトリーひさい工業団地について、引き続き、企業への誘致活動を進めるなどにより、未分譲土地の解消に努められたい。

(所管室名：農水商工部 企業立地室)

補助金等交付団体

学校法人慈光学園（補助対象：ひかり幼稚園）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	30,867,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。（補助率 1/2 以内）

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している人件費の中に、補助対象外教員の所定福利費が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）
給与規程	○時間給で契約している教員に対し賞与を支給しているが、その金額の支給基準が当法人の給与規程に明記されていなかった。
経理規程	○振替伝票に起票者及び経理責任者の押印がなされていないなど、支払事務等が経理規程どおりに行われておらず、チェック体制が機能していなかった。 ○経理規程において、20 万円を限度として常時経理責任者の手許に現金を保管することができると規定しているが、この限度額を超えて手許保管している場合があった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。

（所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室）

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

（所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室）

学校法人あおい学園（補助対象：あおい幼稚園、桜あおい幼稚園）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	109,085,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。（補助率 1/2以内）
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）	1,720,000 円	私立幼稚園における保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を図るため、預かり保育に要する人件費に対し補助する。（補助率 定額）

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である茶菓子代等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）
旅費規程	○自家用車により出張した職員に対し旅費を支給しているが、その旅費の支給基準が法人の旅費支給規程に明記されていなかった。
備品規程	○有形固定資産の定義が、法人の経理規程に明確に定められていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。

（所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室）

- (2) 法人の会計事務等について、規定があいまいなまま事務処理をしている事例が見受けられたので、明確なルールに基づき処理を行うよう、法人を指導されたい。

（所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室）

学校法人白百合学園（補助対象：白百合幼稚園）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	30,549,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。 (補助率 1/2 以内)
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）	647,000 円	私立幼稚園における保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を図るため、預かり保育に要する人件費に対し補助する。 (補助率 定額)
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）	328,000 円	私立幼稚園における施設や教育機能を活用し、地域に総合的に開放する教育活動に要する経費に対し補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
給与規則	○主任手当の支給、期末勤勉手当の加算などについての支給基準が法人の給与規則に明記されていなかった。
領収書	○支払事務において、経理規程に定める領収書の徴収がされていないものがあった。

〔所管部局に対する意見〕

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適切な処理を行うよう、法人を指導されたい。

(所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室)

学校法人日本聖公会三重学園（補助対象：聖ヤコブ幼稚園、まるこ幼稚園）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	27,513,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。 (補助率 1/2 以内)

私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）	1,688,000 円	私立幼稚園における保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を図るため、預かり保育に要する人件費に対し補助する。 (補助率 定額)
私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金	1,568,000 円	心身障がいをもつ幼児の私立幼稚園への就園を促進するとともに、私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図るため、心身障がい児の就園に係る経費の一部を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助対象経費	○私立幼稚園振興補助金について、補助対象経費として算入している経費の中に、補助対象外である渉外費等が含まれていた。（当該補助対象外経費を除いて補助金を再計算しても、既交付額を上回るため、返還は生じない。）

[所管部局に対する意見]

補助対象経費の中に補助対象外経費が含まれている事例が見受けられたので、補助対象経費の積算について周知徹底するとともに、補助金の申請時、確定時のチェックを厳密に行われたい。

（所管室名：生活・文化部 生活・文化総務室）

学校法人前島学園（補助対象：和順幼稚園）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立幼稚園振興補助金	29,153,000 円	私立幼稚園における教育の振興を図るため、私立幼稚園の経常的経費の一部を補助する。 (補助率 1/2 以内)
私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）	880,000 円	私立幼稚園における保護者及び幼稚園設置者の経済的負担の軽減を図るため、預かり保育に要する人件費に対し補助する。 (補助率 定額)

私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金	392,000 円	心身障がいを有する幼児の私立幼稚園への就園を促進するとともに、私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図るため、心身障がい児の就園に係る経費の一部を補助する。 (補助率 定額)
--------------------	-----------	---

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

財団法人三重県私立学校教職員退職基金財団

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
私立学校教職員退職基金財団補助金	188,017,760 円	県内の私立学校に勤務する教職員の退職金支給の円滑化を図るため、退職金標準給与総額の一部を補助する。 (補助率 28/1000)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

医療法人（社団）大和会（補助対象：日下病院）

[補助金の概要]

補助金の名称	補助金額	補助の目的
医療施設・避難所耐震化整備促進事業補助金（医療施設耐震整備事業）	50,140,000 円	地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設の耐震化又は補強等にかかる事業費の一部を補助する。 (補助率 2/3 以内・上限あり)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

補助金の交付決定通知書に、法人が遵守すべき条件を記載していなかったもので、今後、交付要領に定める条件を記載されたい。

(所管室名：健康福祉部 健康福祉総務室)

特別医療法人樟純会（補助対象：津看護専門学校）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
看護師等養成所運営費補助金	17,805,000 円	保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成施設の円滑な運営を図るため、施設運営費の一部を補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
非常勤講師の報酬	○非常勤講師が追試試験、再試験を実施する場合の報酬額について、その算出根拠が明確に定められていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

看護師等養成所運営費補助金について、国庫補助金の額の確定がされていないことから、法人に対する補助金額の確定がされていないので、国に要望するなどにより、早期に額を確定されたい。

(所管室名：健康福祉部 医療政策室)

社会福祉法人三重福祉会（補助対象：寿楽陽光苑）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
老人保健福祉施設整備費補助金	405,000,000 円	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定等を図るため、老人福祉施設の施設整備にかかる費用の一部を補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

〔所管部局に対する意見〕

補助金実績報告書において、設計管理費の記載誤りがあったので、今後、報告書のチェックを適正に行われたい。

(所管室名：健康福祉部 長寿社会室)

社会福祉法人鈴鹿聖十字会（補助対象：ケアハウス白百合ハイツ）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
軽費老人ホーム運営費補助金	28,822,000 円	居宅で独立生活が困難な高齢者が低額で軽費老人ホーム（ケアハウス）を利用できるよう、施設運営費の一部を補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

社会福祉法人徳寿会（補助対象：鈴鹿生活介護センター）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
障がい者施設整備事業費補助金	84,003,000 円	障がい福祉サービス基盤の充実を図るため、社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の施設整備にかかる費用の一部を補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

社会福祉法人伊賀昴会（補助対象：太陽作業所）

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
精神障害者社会復帰施設運営費補助金	29,920,000 円	精神障がい者の地域社会における社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図るため、精神障害者生活訓練施設及び通所授産施設の運営費に対し補助する。 (補助率 定額)
地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）	3,680,000 円	障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスへの円滑な移行を図るため、障害者就労訓練設備等の整備にかかる費用を補助する。 (補助率 10/10)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	○地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金で購入した厨房器具について、器具の一部が備品として管理されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

地域生活支援事業費等補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金について、国庫補助金の額の確定がされていないことから、法人に対する補助金額の確定がされていないので、国に要望するなどにより、早期に額を確定されたい。

(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

いせしま森林組合

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
造林事業費補助金 (流域育成林整備事業・一般造林事業)	17,515,018 円	森林を計画的に造成し、森林資源の質的充実、水資源の確保、国土の保全及び地域林業の振興を図るため、間伐、作業道整備等にかかる事業費の一部を補助する。 (補助率 4/10)
造林事業費補助金 (高齢林整備間伐促進事業)	10,510,211 円	高齢級の森林における間伐を推進するため、間伐事業費の一部を補助する。 (補助率 5/10)
間伐対策事業費補助金 (未整備森林緊急公的整備導入モデル事業)	30,250,000 円	森林所有者による整備が進まない森林において、未整備森林の解消と森林吸収源対策を推進するため、森林組合等が実施する森林整備手法のモデル的な取組に対し補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
受託事業	○受託事業の経費明細がないため、森林組合が森林所有者に請求した金額の根拠が不明確なものがあつた。

亀山商工会議所

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
小規模事業支援費 補助金	34,118,696 円	小規模事業者の経営・技術の改善、発達のための事業の充実を図り、小規模事業者の振興と安定を支援するため、商工会及び商工会議所が実施する経営改善普及事業に対し補助する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
実績報告	○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。
会計規程	○契約、物品、検収手続き等にかかる経理規程が整備されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあったので、報告書の審査を適正に行われたい。
(所管室名：農水商工部 金融経営室)
- (2) 契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、規程等の整備について、当商工会議所に対し、指導、助言等を行われたい。
(所管室名：農水商工部 金融経営室)

シャープ株式会社

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
産業集積促進補助金	450,000,000 円	県内への企業の立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の創出を図るため、企業立地に要する投下償却資産及び土地の取得に係る経費に対し補助する。 (補助率 15/100・上限 90 億)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

〔所管部局に対する意見〕

補助金の実績報告書に、投下償却資産の内訳を示す資産リストが添付されているが、リストでは、補助対象資産と対象外資産が明確に区分されていないので、区分して記載するなどにより、補助対象資産の内訳を明確にされたい。

(所管室名：農水商工部 企業立地室)

市場土地改良区

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
基盤整備促進事業 補助金	32,750,000 円	農業振興地域において、農業の持続的、安定的な経営のために、農地の集積、汎用化、省力化を進めるとともに、高生産性農業の実現を図るため、区画整理のほか農道、用水路、排水路等の整備を行う事業費の一部を補助する。 (補助率 65/100)
三重県経営体育成促進 事業補助金	140,000 円	基盤整備促進事業を契機として、担い手に農地の集積を図るため、土地改良区が関係農家に対し行う研修活動等に要する経費の一部を補助する。 (補助率 50/100)

〔監査結果及び意見〕

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
事業状況報告	○三重県経営体育成促進事業補助金において、事業状況報告書が補助金交付要綱に定められた時期に提出されていなかった。
事業委託	○基盤整備促進補助事業の一部を四日市市に委託しているが、委託にかかる契約書が作成されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

三重県経営体育成促進事業補助金について、補助金の概算払いの時期が年度末となっていたので、今後、適切な時期に補助金を交付されたい。

(所管室：農水商工部 農業基盤室)

三重県超短波無線漁業協同組合

〔負担金の概要〕

負担金の名称	負担金額	負担の目的
三重県漁業無線局運営経費負担金	10,283,000 円	遠洋漁業者、近海漁業者及び沿岸漁業者に対し、漁海況又は航行の安全に関する情報を提供し、操業の安全又は効率化を図るため、三重県漁業無線局の運営経費の一部を負担する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

負担金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
会計規程	○会計規程が整備されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 負担金については、県と組合との協定に基づき交付されているが、県と組合との間で交わされている協定書に、負担金算定の基礎となる総経費の内訳が記載されていないので、記載されたい。また、同協定書に規定する精算報告書の様式が定められていないので、様式を定められたい。

(所管室名：農水商工部 水産経営室)

- (2) 当組合においては会計規程を整備していないため、事業費の効率的、経済的な執行が図られるよう、規程の整備についての指導、助言を行われたい。

(所管室名：農水商工部 水産経営室)

社団法人三重県トラック協会

〔交付金の概要〕

交付金の名称	交付金額	交付の目的
運輸事業振興助成交付金	479,934,000 円	軽油引取税の税率の引き上げが、営業用バス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面、これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コスト上昇の抑制等に資するため、事業経費の一部を交付する。 (補助率 定額)

〔監査結果及び意見〕

交付金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
会計規程	○入札後の契約手続きに関する規定、物品購入に関する規定が整備されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

契約手続き等において公平性、透明性を確保するため、規程等の整備について、当協会に対し、指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 農水商工総務室)

鈴鹿市白江土地区画整理組合

〔補助金の概要〕

補助金の名称	補助金額	補助の目的
土地区画整理事業 補助金	200,870,000 円	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更、及び公共施設の新設又は変更を行う事業に対し補助する。 (補助率 10/10 以内)

〔監査結果及び意見〕

概ね適正に処理されていた。

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査について、平成22年2月26日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年3月5日

三重県監査委員	植	田	十志夫
三重県監査委員	日	沖	正信
三重県監査委員	前	野	和美
三重県監査委員	田	中	正孝

第 1 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の趣旨

県の庁舎内には、実行委員会や協議会など、さまざまな任意団体が設置され、県職員が事務局職員を兼ねているものや県が補助金等の財政的援助を行っているもの等が相当数あるが、近年の定期監査等で、会計処理にかかるリスクが高い団体や、財産管理やサービス管理上の整理が不十分な団体が見受けられた。

そこで、今後の行政事務の改善に資することを目的に、行政監査のテーマとして「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」を選定し、任意団体に対する執務場所の提供や県職員の従事、団体への県費支出など、任意団体に対する県の関与の状況および任意団体の会計処理状況などについて監査を実施した。

第 2 監査の概要

1 監査対象機関

各部局に対し、任意団体の設置状況を調査し、提出された監査調書により把握した 163 団体の中から次の基準により 22 団体を選定し、その団体を所掌する部局および任意団体を監査対象機関とした。

[選定基準]

- ① 県職員が任意団体の事務局の事務に従事している団体
- ② 県から一定額(100 万円)以上の県費を支出している団体（県からの支出が委託料のみの団体については、関係人調査として実施した。）

2 監査実施時期

平成 21 年 11 月 24 日から 22 年 2 月 25 日の間に実施した。

3 監査対象年度

平成 20 年度を基本として、21 年度 9 月までを対象とした。

4 監査実施方法

「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の事務を所掌する担当部局および任意団体の実地監査を行い、その調査結果をふまえて委員監査を実施した。

提出された監査調書により、把握した任意団体数および監査対象とした選定団体数は次のとおりである。

担当部局および任意団体数（平成20年度）

区分	任意団体数	監査選定団体数
政 策 部	32	5
防災危機管理部	10	3
生活・文化部	8	2
健康福祉部	13	1
環境森林部	3	0
農水商工部	72	5
県土整備部	3	0
教育委員会	20	6
議会事務局	1	0
警察本部	1	0
計	163	22

5 監査の着眼点

(1) 団体業務に対する県職員の関与について

- ① 県職員が団体の業務に従事する場合の手続、職務専念義務免除の手続が適正に行われているか。

(2) 団体に対する執務場所の提供

- ① 行政財産使用許可にかかる手続および経費負担が適正に行われているか。
- ② 団体に対する県有物品の貸付けは適正に行われているか。

(3) 団体への県費支出について

- ① 団体への県の補助金交付事務等は適正に行われているか。

(4) 団体の財務事務について

- ① 団体の財務処理規程等の整備は適切になされているか。
- ② 団体の財務処理等は適正に行われているか。

第3 監査対象担当部局および任意団体

監査対象 計 22 団体

団体名	構成員・構成団体	担当部局(室)
リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会	三重県、12 市町、2 団体	政策部 交通政策室
三重県明るい選挙推進連合会(※)	各種団体代表者、学識経験者等	政策部 市町行財政室
宮川流域ルネッサンス協議会	三重県、宮川流域 7 市町、国関係機関他	政策部 地域づくり支援室
「美(うま)し国おこし・三重」実行委員会	三重県、三重県市長会、三重県町村会などの代表者	政策部 「美し国おこし・三重」推進室
東紀州観光まちづくり公社	三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	政策部 東紀州対策室
緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会	三重県、県内 4 消防本部(四日市、桑名、津、松阪)	防災危機管理部 消防・保安室
三重県消防協会	三重県、県内市町消防団員	
三重県防災行政無線運営協議会	三重県、全市町、全消防本部、四日市港管理組合	防災危機管理部 防災対策室
日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会	三重県、福井県、岐阜県、滋賀県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町	生活・文化部 文化振興室
三重県多文化共生啓発事業実行委員会	三重県、津市、四日市市、津商工会議所、独立行政法人国際協力機構中部国際センター他	生活・文化部 国際室
三重県難病医療連絡協議会(※)	難病医療拠点・協力病院、医師会、看護協会、訪問看護ステーション協議会、保健所長会	健康福祉部 健康づくり室
全国農業担い手サミット in みえ実行委員会	農業者組織、農業関係団体等の代表者	農水商工部 農業経営室
三重県農業大学校学生自治会	三重県農業大学校生	
リーディング産業展みえ 2009 実行委員会	三重県、四日市市他 13 団体	農水商工部 産業集積室
近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会	三重県、奈良県、京都市、近鉄、関西国際空港等	農水商工部 観光・交流室
三重県外国人観光客誘致促進協議会	三重県、県内 8 市 1 町、観光連盟、三重県内観光事業者等 90 団体	
第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会	文化庁、三重県および教育委員会、開催市町および教育委員会等	教育委員会事務局 高校教育室
三重県高等学校文化連盟	県内高等学校およびこれに準ずる学校	
三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会(※)	職業に関する学科および総合学科を置く県立高等学校の代表	
三重県高等学校体育連盟	県内高等学校およびこれに準ずる学校	教育委員会事務局 スポーツ振興室
全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会(※)	三重県教育委員会、(財)三重県体育協会、(社)三重県レクリエーション協会、三重県体育指導委員協議会、	

	派遣種目団体	
2009 年第 29 回世界新体操選手権三 重大会組織委員会	三重県、(財)日本体操協会、三重県 体操協会、3 市（伊勢市、鳥羽市、 志摩市）	教育委員会事務局 世 界新体操選手権推進室

(※)は県からの支出が委託料のみであり、関係人調査として実施した。

第4 監査対象団体の状況

1 決算状況

監査対象 22 団体の平成 20 年度の決算額総額は 7 億 8,571 万 4 千円である。
これを決算額の規模別に整理すると、次のとおりである。

平成 20 年度決算額の状況

区分	団体		決算額	
	団体数	構成比(%)	合計(千円)	構成比(%)
1百万円～ 5百万円未満	5	22.7	8,985	1.1
5百万円～ 1千万円未満	3	13.6	19,205	2.5
1千万円～ 5千万円未満	10	45.5	283,040	36.0
5千万円～ 1億円未満	2	9.1	114,197	14.5
1億円以上	2	9.1	360,287	45.9
合計	22	100.0	785,714	100.0

2 県費支出金額別の状況

平成 20 年度において、監査対象 22 団体に対し、補助金や負担金等 4 億 9,205 万 4 千円の県費が支出されていた。

その内訳をみると、100 万円～500 万円未満の県費支出の団体が 9 団体と最も多かったが、1 億円以上支出している団体も 2 団体あった。

平成 20 年度県費支出額の状況

区分	団体		県費支出額	
	団体数	構成比(%)	合計(千円)	構成比(%)
1百万円～ 5百万円未満	9	40.9	15,252	3.1
5百万円～ 1千万円未満	6	27.3	41,083	8.3
1千万円～ 5千万円未満	3	13.6	73,191	14.9
5千万円～ 1億円未満	2	9.1	114,175	23.2
1億円～ 1億5千万円未満	2	9.1	248,353	50.5
合計	22	100.0	492,054	100.0

3 繰越金の状況

平成 20 年度末において繰越金が生じた団体は 10 団体で、その合計額は 2,151 万 6 千円となっている。

これを繰越金額の規模別に整理すると、次のとおりである。

平成 20 年度繰越金の状況

区分	団体		繰越金額	
	団体数	構成比(%)	合計(千円)	構成比(%)
繰越金なし	12	54.6	—	—
1百万円未満	5	22.7	3,044	14.2
1百万円～ 5百万円未満	4	18.2	7,428	34.5
5百万円～ 1千万円未満	0	0.0	0	0.0
1千万円以上	1	4.5	11,044	51.3
合計	22	100.0	21,516	100.0

4 団体事務に従事する県職員の内訳

平成 20 年度において、128 人の県職員が団体業務に従事していた。

区分	1人～2人	3人～4人	5人～7人	8人～9人	10人～15人	計
団体数	3	7	5	4	3	22
構成比(%)	13.6	31.8	22.8	18.2	13.6	100.0

5 設立後の経過年数

設立後 20 年以上経過している団体が 6 団体あり、構成比は 27.3%であった。

区分	昭和年代 に設置	平成元年 ～10年	平成11年 ～15年	平成16年 ～20年	平成20年 度限り	毎年度設 置、廃止	計
団体数	6	1	3	7	3	2	22
構成比(%)	27.3	4.5	13.6	31.9	13.6	9.1	100.0

6 服務手続について

団体に従事する県職員の服務手続については、2 団体において職務専念義務免除の手続が取られており、他の 20 団体は職務命令で団体業務に従事していた。

区分	職務専念義務免除の手続きを とっていた団体	職務命令で従事していた団体	計
団体数	2	20	22
構成比(%)	9.1	90.9	100

7 交付決定等の決裁者について

担当部局側と任意団体側の決裁者が、7 団体において同一人物であった。

区分	決裁者が同一人物であった団体	決裁者が別人物であった団体	計
団体数	7	15	22
構成比(%)	31.8	68.2	100

8 執務場所にかかる手続について

執務場所にかかる手続について、3 団体において行政財産の目的外使用許可手続がとられていた。

区分	行政財産の目的外使用許可手続がとられていた団体	団体業務が県事業の目的と合致しているとの理由で許可手続をとなっていない団体	計
団体数	3	19	22
構成比(%)	13.6	86.4	100

9 委託契約における契約書について

県と任意団体とが委託契約を結んでいる 8 団体のうち 5 団体において、県の施設を使用させることが契約書に明記されていなかった。

区分	契約書に明記されていた団体	契約書に明記されていなかった団体	計
団体数	3	5	8
構成比(%)	37.5	62.5	100

10 規約の整備状況等

すべての団体において設置の根拠となる規約や要綱等が制定されていたが、規約等に理事会等の成立要件、議決要件などが定められていない団体が 11 団体あった。

また、6 団体においては議事録等が作成・保管されていなかった。

区分	規約の整備		成立・議決等要件		議事録等の整備	
	有	無	有	無	有	無
団体数	22	0	11	11	16	6
構成比(%)	100	0	50.0	50.0	72.7	27.3

1 1 財務処理規程の整備等

多くの場合、財務処理規程が整備されていたが、6 団体においては財務処理規程が整備されていなかった。

また、5 団体においては、出納員が任命されていないなど、内部統制機能が不十分であった。

区分	財務処理規程の整備		内部統制機能が十分でない団体数
	有	無	
団体数	16	6	5
構成比(%)	72.7	27.3	22.7

1 2 通帳の管理状況、立替払いの状況

通帳と印鑑を同一人が保管するなど、会計処理にかかるリスクが高いと考えられる団体が 6 団体あった。

また、12 団体においては、消耗品の購入において立替払いがあった。

区分	通帳と印鑑の管理者が同一人の団体数	立替払いが行われていた団体数
団体数	6	12
構成比(%)	27.3	54.5

第5 監査結果

1 共通意見

以下の改善すべき事項を除き、規約等に基づき概ね適正に運営されていた。

(1) 担当部局について

県費の支出状況については、負担金等にかかる事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているものなどが見受けられた。

また、執務場所にかかる行政財産の目的外使用許可手続に関しては、その取扱基準が明確でないため、手続をとっている団体とそうでない団体があり、団体間において整合が図られていなかった。

これらのことをふまえ、法令・条例等に基づいて適正な処理を図られたい。

なお、任意団体の事務局が県の庁舎内に設置され、行政と一体的に活動を行っているため、県と団体との判別がつきにくいことを十分考慮のうえ、団体に対しては、より一層業務が適正に行われるよう厳正に指導されたい。

また、本県においては、平成10年度以降、関係団体に対する事務支援の見直しを行っており、事業の見直しや統合廃止などを進めた結果、10年度以降、団体数については相当の減少がみられるなどの成果が認められるが、引き続き団体の必要性も含めたあり方について検証を行い、見直しを進められたい。

(2) 任意団体について

規約等に理事会等の成立要件、議決要件等が定められていないものや、審議すべき事項が審議されていないもの、議事録等が作成されていないものなど、透明性の確保が不十分な団体が見受けられた。

また、団体の財務処理規程が整備されていないものや、出納員が任命されていないなど内部統制機能が十分に働いていないもの、通帳と通帳届出印を同一の職員が管理しているものなど、会計処理上のリスクが高いと考えられる団体が見受けられた。

もとより、任意団体は県とは異なる組織であるが、その運営には補助金や負担金など多額の県費が支出されていることから、各団体においては、透明性の確保や会計処理にかかるリスクの低減などに最大限努められたい。

2 担当部局に対する着眼点別意見

(1) 交付決定等の決裁者について

[意見]

7 団体において、担当部局側と任意団体側の決裁者が同一人物であるなどの例が見受けられた。今後、透明性の確保・チェック機能強化の観点から適切な事務処理体制の整備を図られたい。

7 団体の内訳

- ・ リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会 [政策部]
- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会 [防災危機管理部]
- ・ 日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会 [生活・文化部]
- ・ 三重県難病医療連絡協議会 [健康福祉部]
- ・ 全国農業担い手サミット in みえ実行委員会 [農水商工部]
- ・ 全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会 [教育委員会事務局]
- ・ 2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会 [教育委員会事務局]

(2) 行政財産の目的外使用許可手続等について

[意見]

執務場所にかかる行政財産の目的外使用許可手続に関しては、その取扱基準が明確でないため、手続をとっている団体とそうでない団体があり、団体間において整合が図られていない。

団体の業務内容を十分精査のうえ、行政財産の目的外使用許可手続が必要な場合とそうでない場合との基準を明確にするなど、法令・条例等に基づいて適切な対応を図られたい。

(総務部)

[状況]

東紀州観光まちづくり公社、三重県防災行政無線運営協議会、三重県消防協会においては、県の本来業務ではないものの、公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するものとして、地方自治法に基づき、行政財産の目的外使用許可手続がとられていたが、その他の 19 団体においては、団体業務と事務事業の目的が合致しているとの理由で、使用許可をとらずに県の庁舎内に団体を設置していた。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定められている。

また、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」では、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により行政財産を県以外の者に使用許可する範囲の基準として、「国、他の地方公共団体その他において、公用若しくは、公益事業の用に供するとき」とされ、団体業務がその基準に合致した場合、行政財産の目的外使用許可手続きをとったうえで、行政財産の使用ができるとされている。

一方、団体業務が県の本来業務である場合は、行政財産の目的外使用許可手続をとらずに使用が可能と考えられている。

しかし、団体業務が県の本来業務であり行政財産の目的外使用許可が不必要なものか、あるいは、県の本来業務ではないものの、「公用もしくは公益事業の用に供する」ものに該当し、目的外使用許可手続が必要なものかについては、取扱要領における基準が不明確なところもあり、団体間においてその取扱が異なっているのが現状である。

(3) 委託契約における契約書について

[意見]

県と団体とが委託契約を結んでいる 8 団体のうち 5 団体において、県の施設を使用させることが契約書に明記されていなかった。

「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」において、県の施設を使用させることを契約書に明記しなければならない場合の基準が不明確であることから、契約書に記載がある場合とそうでない場合と整合が図られていないので、基準を明確にされたい。

(総務部)

[状況]

「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」では、「県の事務、事業の一部を県以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うため必要な施設」については、県の庁舎を使用するに際して、県の施設を使用させることが契約書に明記されているものに限り、行政財産の目的外使用許可手続をとることなく施設の利用が可能とされている。

ただ、団体の業務内容が県の本来業務に合致している場合は、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」の適用除外であり、委託契約書に施設を使用させる旨の記載は不必要との判断を、県所管部局(総務部管財室)は行っている。

しかし、要領上、県の本来業務に合致している場合は、適用除外であるとの基準も示されていないため、施設使用についての整合が図られていない。

5 団体の内訳

- ・ 三重県明るい選挙推進連合会 [政策部]
- ・ 宮川流域ルネッサンス協議会 [政策部]
- ・ 三重県難病医療連絡協議会 [健康福祉部]
- ・ 三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会 [教育委員会事務局]
- ・ 全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会 [教育委員会事務局]

3 任意団体に対する着眼点別意見

(1) 団体の財務処理規程の整備状況について

[意見]

6 団体において、財務処理規程等が整備されていなかった。

団体は、県とは異なる組織であるので、財務処理規程等を整備し規程に基づき適切に処理されたい。

6 団体の内訳

- ・ リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
- ・ 三重県明るい選挙推進連合会
- ・ 三重県多文化共生啓発事業実行委員会
- ・ 三重県難病医療連絡協議会
- ・ 三重県農業大学校学生自治会
- ・ 三重県高等学校文化連盟

(2) 事務管理体制について

[意見]

5 団体において、出納員が任命されていなかったり、出納員が理事長を兼務するなど十分なチェック機能が果たされていないなどの事例が見られたので、チェック体制の整備等を図られたい。

5 団体の内訳

- ・ 三重県消防協会
- ・ 三重県多文化共生啓発事業実行委員会
- ・ 三重県高等学校文化連盟
- ・ 三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
- ・ 三重県高等学校体育連盟

(3) 規約に基づく理事会等の開催について

[意見]

すべての団体において、設置の根拠となる規約等が制定されていたが、規約や設置要綱等に理事会等の成立要件、議決要件などが定められていない団体が 11 団体あったので、整備を図られたい。

11 団体の内訳

- ・ リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
- ・ 東紀州観光まちづくり公社
- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
- ・ 三重県消防協会
- ・ 三重県防災行政無線運営協議会

- ・日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会
- ・三重県難病医療連絡協議会
- ・全国農業担い手サミット in みえ実行委員会
- ・リーディング産業展みえ 2009 実行委員会
- ・三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
- ・全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会

(4) 通帳等の保管状況について

[意見]

6 団体において、通帳と通帳届出印を同一人が保管するなど、会計処理にかかるリスクが高いと考えられるので、別々に管理するなどしてリスク低減を図りたい。

6 団体の内訳

- ・東紀州観光まちづくり公社
- ・日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会
- ・三重県農業大学校学生自治会
- ・第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会
- ・三重県高等学校文化連盟
- ・全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会

(5) 議事録の作成および保管について

[意見]

6 団体において、理事会等の議事録や会議状況等が作成・保管されていなかった。透明性の確保の観点から会議の内容を記載したものを作成の上、適切に保管されたい。

6 団体の内訳

- ・リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
- ・東紀州観光まちづくり公社
- ・日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会
- ・リーディング産業展みえ 2009 実行委員会
- ・三重県外国人観光客誘致促進協議会
- ・三重県高等学校体育連盟

(6) 立替払いについて

〔意見〕

12 団体において、消耗品等の立替払いが見受けられた。なお、県の会計規則では立替払いは認められていない。

団体における立替払いのなかには、緊急かつやむをえないものも見受けられたが、その場合においても規程を整備のうえ、安易に立替払いを行わないように適切な運用に努められたい。

12 団体の内訳

- ・ リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
- ・ 三重県明るい選挙推進連合会
- ・ 宮川流域ルネッサンス協議会
- ・ 東紀州観光まちづくり公社
- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
- ・ 三重県消防協会
- ・ 日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員会
- ・ 三重県多文化共生啓発事業実行委員会
- ・ リーディング産業展みえ 2009 実行委員会
- ・ 三重県外国人観光客誘致促進協議会
- ・ 三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
- ・ 全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会

4 団体事務に従事している理由および服務手続について

今回の行政監査において、団体に従事する県職員の服務手続に関して聴き取りを行った結果、三重県明るい選挙推進連合会、三重県消防協会においては、地方公務員法第 35 条等に基づき、職務専念義務免除の手続がとられていたが、その他の 20 団体においては、業務内容が、県の本来業務であるとの理由で、職務命令で団体業務に従事していた。

県職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務が課せられており、職務に専念する義務を免除できる場合は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」等において定められている。

同規則第 2 条では、団体における事務従事について、

「県の行政と密接な関係を有し、指導育成を行うことを適当とする団体の事務に従事する場合」は、職務専念義務免除ができるとされており、当該業務が県の本来業務に合致している場合は、職務命令での勤務が可能と考えられており、新たに設置された個々の団体について、担当部局および総務部が業務内容を精査のうえ、手続等を行っている。

団体業務を本来業務に合致しているとの理由により職務命令で従事する場合にあたっては、引き続きその業務内容が県本来の業務内容であるか否かの精査を行うことが望まれる。

また、職務専念義務免除の手続にあたっては、公務優先の原則に照らして、必要最小限度の承認を行うべきであり、みだりにその範囲を拡大することのないよう引き続き留意することが望まれる。

第 6 団体別意見

1	政策部	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会	54
2	政策部	三重県明るい選挙推進連合会	56
3	政策部	宮川流域ルネッサンス協議会	58
4	政策部	「美し国おこし・三重」実行委員会	60
5	政策部	東紀州観光まちづくり公社	62
6	防災危機管理部		
		緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会	64
7	防災危機管理部	三重県消防協会	66
8	防災危機管理部	三重県防災行政無線運営協議会	68
9	生活・文化部	日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会	70
10	生活・文化部	三重県多文化共生啓発事業実行委員会	72
11	健康福祉部	三重県難病医療連絡協議会	74
12	農水商工部	全国農業担い手サミット in みえ実行委員会	76
13	農水商工部	三重県農業大学校学生自治会	78
14	農水商工部	リーディング産業展みえ 2009 実行委員会	80
15	農水商工部	近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会	82
16	農水商工部	三重県外国人観光客誘致促進協議会	84
17	教育委員会事務局		
		第 33 回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会	86
18	教育委員会事務局	三重県高等学校文化連盟	88
19	教育委員会事務局	三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会	90
20	教育委員会事務局	三重県高等学校体育連盟	92
21	教育委員会事務局		
		全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会	94
22	教育委員会事務局		
		2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会	96

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
概要	担当室	政策部 交通政策室
	設置根拠等	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約
	県庁舎内への設置年月日	昭和53年3月30日
	県費支出額	負担金 平成20年度：1,661,000円、21年度：1,661,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 55203「高速交通ネットワークの形成」
	事業内容	リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図ることを目的に、沿線市町等と一体となって、情報収集、関係団体との連絡・協調等を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図ることを目的に、県のみでなく沿線市町や関係団体が協力し一体となって推進するものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっている。ただし、担当室以外の政策総務室への合議は行われている。
	7 その他	同盟会として起案しなければならないものが、県の立場として起案されている。
意見		・負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。 ・同盟会として起案しなければならないものが、県の立場として起案されているので、適切に処理されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
担当室		政策部 交通政策室
事業内容		リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図ることを目的に、沿線市町等と一体となって、情報収集、関係団体との連絡・協調等を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準ずるとしている。
	2 団体の財務会計処理状況	少額の支出負担行為において、一部、口頭で処理していた。 履行確認が行われていないものがあつた。 通信運搬費の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約が整備されている。 規約には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図ることを目的に、情報収集、関係団体との連絡・協調等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき理事会及び幹事会が開催されている。 議事録が作成されていない。
	6 その他	
意見		・財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。 ・支出負担行為の口頭による処理、履行確認の未実施があつたので、適切な会計処理を行われたい。 ・規約に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であつたので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県明るい選挙推進連合会
概要	担当室	政策部 市町行財政室
	設置根拠等	三重県明るい選挙推進連合会規約
	県庁舎内への設置年月日	昭和51年4月10日
	県費支出額	委託料 平成20年度：1,800,000円、21年度：1,800,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 70001「適正な選挙の執行」
	事業内容	明るい選挙を推進するとともに、民主政治の健全な発展を図るため、様々な啓発事業を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	明るい選挙の推進に向けて、県選挙管理委員会の指導・助言のもと、連携協議を図りながら事業を実践していく必要があるため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により団体業務に従事している。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県選挙管理委員会の指導・助言のもと、連携協議を図りながら事業を実践していく必要があるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。 委託契約書には、県の施設使用についての明記がない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、県の行政と密接な関係を有し、指導育成を行うことを適当とする団体の事務であるとの理由で、職務専念義務免除の手続を行っている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		・財務処理規程が未整備であるので、整備されるよう指導されたい。 ・会計年度区分誤り、物品の履行確認未実施があったので、適切な会計処理を行うよう指導されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県明るい選挙推進連合会
担当室		政策部 市町行財政室
事業内容		明るい選挙を推進するとともに、民主政治の健全な発展を図るため、様々な啓発事業を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準ずるとしている。
	2 団体の財務会計処理状況	切手の購入において、会計年度区分誤りが一部あった。 物品の履行確認が行われていないものが一部見受けられた。 消耗品の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県明るい選挙推進連合会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	明るい選挙の推進及び民主政治の健全な発展を目的に、企画と実践、各種団体との連絡調整等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき理事会、総会が開催されている。
	6 その他	
総括		・財務処理規程が整備されていない。 ・会計年度区分誤りが一部見受けられた。 ・物品の履行確認が行われていないものが一部見受けられた。

※ 県からの支出が委託料のみであり、関係人調査として実施したため、「担当部局」のみに意見を示し、「任意団体」には総括として事実のみ記している。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		宮川流域ルネッサンス協議会
概要	担当室	政策部 地域づくり支援室
	設置根拠等	宮川流域ルネッサンス協議会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成12年6月9日
	県費支出額	負担金 平成20年度：5,000,000円、21年度：5,000,000円 委託料 平成20年度：4,898,000円、21年度：6,961,500円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 53104「流域圏づくりの推進」
	事業内容	宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築くことにより、地域振興を図るため、住民・企業・行政と協働し、水質浄化や森林の整備などの環境問題等への取組を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	住民・企業・行政が協働して、宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築くことを目的としており、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。 委託契約書に県の施設を利用することが明記されていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		宮川流域ルネッサンス協議会
担当室		政策部 地域づくり支援室
事業内容		宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築き、地域振興を図るため、住民・企業・行政と協働し、水質浄化や森林の整備などの環境問題等への取組を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	宮川流域ルネッサンス協議会会計規則等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	備品台帳が整備されていないものが一部見受けられた。 消耗品等の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	宮川流域ルネッサンス協議会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築くことを目的に、住民・企業・行政と協働し、水質浄化や森林の整備などの環境問題等への取組を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき総会が開催されている。
	6 その他	
意見		・ 備品台帳が整備されていないものが一部見受けられたので、整備されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		「美し国おこし・三重」実行委員会
概要	担当室	政策部 「美し国おこし・三重」推進室
	設置根拠等	「美し国おこし・三重」実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成20年2月21日
	県費支出額	負担金 平成20年度：39,806,432円、21年度：140,440,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 53105 「「こころのふるさと三重」づくりの推進」
	事業内容	「美し国おこし・三重」を、多様な主体で推進し、自立・持続可能な地域づくりにつなげるため、同取組の企画、運営、実施等を行っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	「美し国おこし・三重」を、多様な主体で推進し、自立・持続可能な地域づくりにつなげるためのものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金に係る事務において、県と団体の起案者及び決裁者、決裁ラインが別になっており、チェック機能が十分働いている。
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		「美し国おこし・三重」実行委員会
担当室		政策部 「美し国おこし・三重」推進室
事業内容		「美し国おこし・三重」を、多様な主体で推進し、自立・持続可能な地域づくりにつなげるため、同取組の企画、運営、実施等を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	「美し国おこし・三重」実行委員会経理規程等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	支出の決裁において、一部、出納員の印もれがあった。 支出負担行為決議書の予算残額が鉛筆書きになっているものが見受けられた。 戻入が必要になる経費について、事務処理が遅れているものがあった。 経理規程で定められた「収入計算書」「収入支出外現金出納計算書」が整備されていなかった。
	3 規約の整備状況	「美し国おこし・三重」実行委員会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	「美し国おこし・三重」を、多様な主体で推進し、自立・持続可能な地域づくりにつなげることを目的に、同取組の企画、運営、実施等を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、会議が開催されている。
	6 その他	委員会の承認前に県への負担金交付変更申請が行われていた。
意見		・ 出納関係書類において、出納員の印もれ、予算残額の鉛筆書き等があったので、適切な会計処理を行われたい。 ・ 戻入に係る事務処理遅れがあったので、すみやかな事務処理に努められたい。 ・ 経理規程に規定された収入計算書、収入支出外現金出納計算書が未作成であったので、作成されたい。 ・ 委員会の承認前に県への負担金交付変更申請が行われていたので、委員会の承認後に申請を行われたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		東紀州観光まちづくり公社
概要	担当室	政策部 東紀州対策室
	設置根拠等	東紀州観光まちづくり公社規約
	県庁舎内への設置年月日	平成19年4月1日
	県費支出額	負担金 平成20年度：19,950,000円、21年度：18,950,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 53301「持続可能な自立した地域の基盤づくりの推進」
	事業内容	東紀州地域の活性化を図るため、地域の市町等と連携し、観光振興、産業振興、まちづくりに関する事業を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	東紀州地域の活性化を図ることを目的に、地域の市町等と連携して業務を行うものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可 手続及び経費負担	平成21年度から東紀州観光まちづくり公社の執務スペース分の手続を行い、それに伴う経費負担も行うこととしている（平成20年度以前は電話代の一部のみを負担していた）。
	4 県有物品の取扱い	公用車について手続をとっている。机、椅子等は手続をとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		東紀州観光まちづくり公社
担当室		政策部 東紀州対策室
事業内容		東紀州地域の活性化を図るため、地域の市町等と連携し、観光振興、産業振興、まちづくりに関する事業を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	東紀州観光まちづくり公社会計規則等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	支出命令権者、出納員の印もれ、検査印もれが一部見受けられた。 必要な領収書の添付もれが一部見受けられた。 消耗品において安易な立替払いが一部見受けられた。 会計規則に規程されている現金出納簿、概算払整理簿、歳入歳出外現金等整理簿が整備されていなかった。 通帳及び印鑑を同一人が管理していた。 備品台帳の記載もれや備品シールの貼付もれが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	東紀州観光まちづくり公社規約が整備されている。 規約には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	東紀州地域の活性化を図ることを目的に、観光振興、産業振興、まちづくりに関する事業等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、会議が開催されている。 議事録が作成されていない。
	6 その他	
意見		・支出命令権者、出納員の印もれ、検査印もれ、領収書の添付もれ、安易な立替払いがあったので、適切な会計処理を行われたい。 ・会計規則に規定する現金出納簿、概算払整理簿、歳入歳出外現金等整理簿が未作成であったので、作成されたい。 ・通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。 ・備品台帳の記載もれ、備品シールの貼付もれがあったので、記載、貼付をされたい。 ・規約に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であったので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
概要	担当室	防災危機管理部 消防・保安室
	設置根拠等	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会設置要綱
	県庁舎内への設置年月日	平成20年2月5日
	県費支出額	負担金 平成20年度：13,434,758 円(20年度終了)
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 31107「消防力向上の支援」
	事業内容	広域応援体制の充実強化を図るため、他県や県内消防本部等と連携し、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	広域応援体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を他県や県内消防本部等と連携して実施するものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっている。ただし、担当室以外の危機管理総務室への合議は行われている。
	7 その他	訓練の実施にあたっては、警察、消防、他県、市町と連携を図り、合同訓練を円滑に実施し、広域応援体制の充実強化を図っている。
意見		・負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
担当室		防災危機管理部 消防・保安室
事業内容		広域応援体制の充実強化を図るため、他県や県内消防本部等と連携し、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会会計処理要領が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	検査記録のないものが見受けられた。 消耗品の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会設置要綱が整備されている。 要綱には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	広域応援体制の充実強化を図ることを目的に、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	要綱に基づき、会議が開催されている。
	6 その他	
意見		・検査記録がないものが見受けられたので、適切に処理されたい。 ・要綱に成立要件、議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県消防協会
概要	担当室	防災危機管理部 消防・保安室
	設置根拠等	三重県消防協会規約
	県庁舎内への設置年月日	昭和22年12月26日
	県費支出額	補助金 平成20年度：4,500,000円、21年度：4,500,000円 委託料 平成20年度：995,000円、21年度：590,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 31107「消防力向上の支援」
	事業内容	県内の消防機関相互の連絡協調及び消防活動の強化を図るとともに、防火・防災意識の普及徹底を図るため、県内の消防団と連携し、消防機関の事業に関する協力、消防に関する調査・研究・指導等を行っている。
担当管部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	県の本来業務でないものの、県消防行政と連携を密にして、円滑に事業を行うため。
	2 団体の事務に従事している理由	県の本来業務でないものの、県の行政と密接な関係を有し、指導育成を行うことを適当とする団体の事務に従事するため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	協会書記1名分の執務スペース、通信用ケーブルの占める面積の手続を行っている。建物使用料、電話代、諸設備経費を負担している。
	4 県有物品の取扱い	ファックス、コピー機等を使用している。 特に手続は行なっていない。
	5 服務手続	上記2の理由により職務専念義務の免除の手続をとっている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県消防協会
担当室		防災危機管理部 消防・保安室
事業内容		県内の消防機関相互の連絡協調及び消防活動の強化を図るとともに、防火・防災意識の普及徹底を図るため、県内の消防団と連携し、消防機関の事業に関する協力、消防に関する調査・研究・指導等を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	三重県消防協会会計規則等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納責任者が任命されていない。 検査記録がないものが見受けられた。 消耗品の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県消防協会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	県内の消防機関相互の連絡協調及び消防活動の強化を図るとともに、防火・防災意識の普及徹底をして社会の災厄を防止することを目的に、「消防機関相互間の連絡」、「消防機関の事業に関する協力」等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき理事会が開催されている。 議事録は質問者、質問内容を記録し、議事録署名人の捺印がある。 規約には、議決要件が定められていない。
	6 その他	納品が年度を越えているものが一部見受けられた。 支払い事務は、インターネットバンキングを利用しているが、その処理は1人で行っており、会計処理にかかるリスクが高い。
意見		・ 出納責任者の未選任、検査記録の未作成、納品の年度越えがあったので、出納責任者を任命するとともに、適切な会計処理を行われない。 ・ 規約に議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。 ・ 支払いにおいてインターネットバンキングを利用しているが、その処理は1人で行っており、会計処理にかかるリスクが高いため、複数の職員が関与するなどチェック体制を整備されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県防災行政無線運営協議会
概要	担当室	防災危機管理部 防災対策室
	設置根拠等	三重県防災行政無線運営協議会会則
	県庁舎内への設置年月日	昭和49年6月14日
	県費支出額	負担金 平成20年度：138,310,679円、21年度：150,786,839円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 31103「防災情報の共有化」
	事業内容	三重県防災行政無線の円滑な管理運営を図り、電波管理の万全を期するため、市町等と連携しながら、防災行政無線設備等の保守管理等を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	三重県防災行政無線の円滑な管理運営を図るため、市町等と連携しながら、設備の維持管理等を行うものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可 手続及び経費負担	協議会専任職員1名分の執務スペースを手続している。建物使用料、電話代、諸設備経費を負担している。
	4 県有物品の取扱い	机、イスのほか電話、ファックス、コピー機等を使用しているが、特に手続は行なっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県防災行政無線運営協議会
担当室		防災危機管理部 防災対策室
事業内容		三重県防災行政無線の円滑な管理運営を図り、電波管理の万全を期するため、市町等と連携しながら、防災行政無線設備等の保守管理等を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	三重県防災行政無線運営協議会会計規則等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納員を2名任命し、十分なチェック体制が図られている。
	3 規約の整備状況	三重県防災行政無線運営協議会会則が整備されている。 会則には、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	三重県防災行政無線の円滑な管理運営を図り、電波管理の万全を期することを目的に、防災行政無線設備等の保守管理等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	会則に基づき、委員会及び総会が開催されている。
	6 その他	
意見		・会則に議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会
概要	担当室	生活・文化部 文化振興室
	設置根拠等	日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成20年4月1日
	県費支出額	負担金 平成20年度：1,825,000円（20年度で終了）
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 13104「文化芸術交流を通じた他地域、他分野との連携・交流と発信」
	事業内容	4県（福井・岐阜・滋賀・三重）で構成される日本まんなか共和国文化首都4県連携事業として、熊野古道ウォーク、子どもワークショップ、文化首都セミナー等を開催する。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	文化芸術を通じた他地域、他分野と連携・交流を図るため、日本まんなか共和国文化首都4県連携事業を総合的かつ効果的に運営しており、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっている。ただし、担当室以外の生活・文化総務室への合議は行われている。
	7 その他	
意見		・負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会
担当室		生活・文化部 文化振興室
事業内容		4県(福井・岐阜・滋賀・三重)で構成される日本まんなか共和国文化首都4県連携事業として、熊野古道ウォーク、子どもワークショップ、文化首都セミナー等を開催する。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会会計規程等が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	イベント参加収入のうち一部を歳入歳出手続を経ずに、直接、宿泊施設へ支払っていた。 通帳及び印鑑を同一人が管理していた。 消耗品等の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会規約を整備している。 規約には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	日本まんなか共和国文化首都4県連携事業を総合的かつ効果的に運営することを目的としており、地域文化の発信や交流を図るような事業を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき委員会を開催している。 議事録が作成されていない。
	6 その他	
意見		・ イベント参加収入のうち一部を歳入歳出手続を経ずに、直接、宿泊施設へ支払っていたので、適切に処理されたい。 ・ 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。 ・ 規約に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であったので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県多文化共生啓発事業実行委員会
概要	担当室	生活・文化部 国際室
	設置根拠等	三重県多文化共生啓発事業実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成19年10月1日
	県費支出額	負担金 平成20年度：1,128,363円、21年度：750,000円（交付申請額）
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 51101「多文化共生社会づくりの推進」
	事業内容	異文化理解を進め、外国人住民の人権尊重など多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成を図るため、多様な主体が参画した啓発イベントを実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成を図るため、啓発イベントを実施しており、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	履行確認が十分に行われていない。
意見		・ 履行確認が十分に行われていないので、適切に確認されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県多文化共生啓発事業実行委員会
担当室		生活・文化部 国際室
事業内容		異文化理解を進め、外国人住民の人権尊重など多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成を図るため、多様な主体が参画した啓発イベントを実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準ずるとしている。
	2 団体の財務会計処理状況	決裁は担当及び局長のみで行われているため、チェック機能が十分ではない。 会計帳簿が作成されていない。 部局が保管すべき書類と団体が保管すべき書類が、同一の簿冊に綴じられていた。 会場設営等の委託において、見積書類の添付が一部不十分であった。 消耗品の発注において、支出負担行為が行われていないものがあった。 納品の履行確認が一部行われていないものが見受けられた。 消耗品の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県多文化共生啓発事業実行委員会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	多文化共生ネットワークを構築し推進するという目的を達成するため、多様な主体が参画した啓発イベントを実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき総会が開催されている。
	6 その他	
意見		・財務処理規程が未整備であるので、整備するとともに、チェック機能体制を強化し、適切な会計処理を行われたい。 ・会計帳簿が未作成であるので、作成されたい。 ・部局が保管すべき書類と団体が保管すべき書類が同一の簿冊に綴じられていたので、区分して保管されたい。 ・会場設営等の委託について、見積書類の添付が一部不十分であったので、添付されたい。 ・消耗品の発注において、支出負担行為が行われていないものや納品の履行確認が一部行われていないものが見受けられたので、適切な会計処理を行われたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県難病医療連絡協議会
概要	担当室	健康福祉部 健康づくり室
	設置根拠等	三重県難病医療連絡協議会規程
	県庁舎内への設置年月日	平成15年4月1日
	県費支出額	委託料 平成20年度:5,006,059円、平成21年度:4,423,219円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 34106「難病患者等の支援」
	事業内容	難病医療の診療施設確保のため、関係機関との連絡調整等を図っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	関係機関との連絡調整を行うことにより、難病医療の診療施設確保を行っているものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。 委託契約書に県の施設を利用することが明記されていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっている。ただし、担当室以外の健康福祉総務室への合議は行われている。
	7 その他	
意見		・委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。 ・財務処理規程が未整備であるので、整備されるよう指導されたい。 ・団体事務局以外の場で勤務する専門員の勤務実態が十分把握されていないので、改善するよう指導されたい。 ・専門員が購入した消耗品の現物確認が行われていないので、現物確認が行われるよう指導されたい。 ・会計帳簿が作成されていないので、整備されるよう指導されたい。 ・規程に成立要件、議決要件の規定がないので、整備されるよう指導されたい。 ・協議会において、事業計画・実績や予算等について審議されていないので、適切な協議会運営が行われるよう指導されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県難病医療連絡協議会
担当室		健康福祉部 健康づくり室
事業内容		難病医療の診療施設確保のため、関係機関との連絡調整等を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準ずるとしている。
	2 団体の財務会計処理状況	団体事務局以外で勤務する専門員の勤務実態が十分把握されていない。 専門員が購入した消耗品の現物確認が行われていない。 簡易な会計記録は作成されているが、会計帳簿が作成されていない。
	3 規約の整備状況	三重県難病医療連絡協議会規程が整備されている。 規程には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	難病医療の診療施設確保を図るといった目的を達成するために、関係機関との連絡調整等を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき協議会が開催されている。 協議会において、事業計画・実績や予算等について承認されていない。
	6 その他	
総括		・財務処理規程が整備されていない。 ・団体事務局以外で勤務する専門員の勤務実態が十分把握されていない。 ・専門員が購入した消耗品の現物確認が行われていない。 ・会計帳簿が作成されていない。 ・規程には、成立要件、議決要件が定められていない。 ・協議会において、事業計画・実績や予算等について審議されていない。

※ 県からの支出が委託料のみであり、関係人調査として実施したため、「担当部局」のみに意見を示し、「任意団体」には総括として事実のみ記している。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		全国農業担い手サミットinみえ実行委員会
概要	担当室	農水商工部 農業経営室
	設置根拠等	全国農業担い手サミットinみえ実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成20年4月18日
	県費支出額	負担金 平成20年度：2,000,000円(20年度で終了)
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 22402「農業経営体の自立と集落機能向上への支援」
	事業内容	全国農業担い手サミットinみえの円滑かつ効率的な運営を図るため、関係機関と連携し、サミットの総合企画・組織運営等を行う。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	農業担い手サミットにかかる業務は、担い手育成対策の一環として位置づけており、他の機関と連携しながら推進していくものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっている。ただし、担当室以外の財務経理室への合議は行われている。
	7 その他	
意見		・負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		全国農業担い手サミットinみえ実行委員会
担当室		農水商工部 農業経営室
事業内容		全国農業担い手サミットinみえの円滑かつ効率的な運営を図るため、関係機関と連携し、サミットの総合企画・組織運営等を行う。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	全国農業担い手サミットinみえ実行委員会会計規程が整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納員、出納員補佐、会計員により十分なチェック体制が図られている。
	3 規約の整備状況	全国農業担い手サミットinみえ実行委員会事務局規程が整備されている。 規約には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	農業担い手育成対策を進めることを目的とし、全国農業担い手サミットinみえの円滑かつ効率的な運営を行った。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき総会等が開催されている。
	6 その他	各地域交流会実行委員会の会計事務の処理状況の確認が不十分である。
意見		・規約に成立要件、議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。 ・各地域交流会実行委員会の会計事務の処理状況の確認が不十分であったので、適切に確認されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県農業大学校学生自治会
概要	担当室	農水商工部 農業経営室
	設置根拠等	三重県農業大学校学生自治会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成4年7月30日
	県費支出額	補助金 平成20年度：2,645,000円、21年度：2,645,000円 (補助金は食堂運営費に充てている)
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 22401「次代を支える担い手の確保・育成」
	事業内容	学生の健全な自治活動を通じ自主性と協調性を養い有意義な学生生活を送ることを目的に、学生食堂に関すること、寮生活の自主的活動に関すること等を行う。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	学生の健全な自治活動を支援することは担い手の確保・育成につながるものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可 手続及び経費負担	公用又は公共用目的に供するものであるスペースである食堂、厨房については、手続をとっている。 経費負担については、減免となっている。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により、無償貸付の手続をとっている。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	食堂運営について経営改善を図っており、平成19年度以降はわずかに黒字となっている。 補助金の請求者（学生自治会長）と受領者（食堂運営協議会長）が異なっていた。
	7 その他	
意見		・補助金の請求者と受領者が異なっていたので、是正されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県農業大学校学生自治会
担当室		農水商工部 農業経営室
事業内容		学生の健全な自治活動を通じ自主性と協調性を養い有意義な学生生活を送ることを目的に、学生食堂に関すること、寮生活の自主的活動に関すること等を行う。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準じて処理している。
	2 団体の財務会計処理状況	会計帳簿が作成されていない。 現金出納簿が作成されていない。 通帳及び印鑑を同一人が管理していた。 支出時に決裁者の決裁を受けていないものが見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県農業大学校学生自治会規約等が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	担い手の確保・育成のため、自主性と協調性を養い有意義な学生生活を送ることを目的として、学生の健全な自治活動を支援している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、総会が開催されている。 総会の承認前に県への補助金交付申請が行われていた。
	6 その他	
意見		・財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。 ・会計帳簿や現金出納簿が作成されていないので、作成されたい。 ・通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。 ・支出時に決裁者の決裁を受けていないものが見受けられたので、適切な会計処理を行われたい。 ・総会の承認前に県への補助金交付申請が行われていたので、総会の承認後に申請を行われたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		リーディング産業展みえ2009実行委員会
概要	担当室	農水商工部 農水商工企画室
	設置根拠等	平成20年度 リーディング産業展みえ2008実行委員会設置要綱 平成21年度 リーディング産業展みえ2009実行委員会設置要綱
	県庁舎内への設置年月日	平成20年度：4月22日、21年度：5月15日
	県費支出額	負担金 平成20年度：8,959,157円、21年度：8,904,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 23202「地域産業の活性化」
	事業内容	県内産業の振興と発展を図るため、情報発信やビジネスマッチングの場として、関係機関との連携を密にし、リーディング産業展みえ2008(2009)を開催する。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	県内産業の振興と発展を図るために、関係機関との連携を密にしながらリーディング産業展を主催するものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	設置要綱案の決裁が行われていない。 設置要綱の承認日と委員任期に不整合が見受けられた。 当委員会は、事業終了後に解散し、次年度に新たに設置されている。
意見		・設置要綱案の決裁が行われていないので、適切に処理されたい。 ・設置要綱の承認日と委員任期に不整合が見受けられたので、整合を図られたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		リーディング産業展みえ2009実行委員会
担当室		農水商工部 農水商工企画室
事業内容		県内産業の振興と発展を図るため、情報発信やビジネスマッチングの場として、関係機関との連携を密にし、リーディング産業展みえ2008(2009)を開催する。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	平成21年度から設置要綱に三重県会計規則の準用について規定されている。(20年度以前は規定されていない)
	2 団体の財務会計処理状況	履行確認書が作成されていない。 通信運搬費等の立替払いが一部見受けられた。 立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものがあつた。
	3 規約の整備状況	リーディング産業展みえ実行委員会設置要綱が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	県内産業の振興と発展を図るといった目的を達成するため、「リーディング産業展みえ」を主催している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき実行委員会が開催されている。 要綱に成立要件、議決要件が定められていない。 議事録が作成されていない。
	6 その他	
意見		・履行確認書が作成されていないので、作成されたい。 ・立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものがあつたので、適切な会計処理を行われたい。 ・要綱に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であつたので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		近畿東中央部FIT促進事業実行委員会
概要	担当室	農水商工部 観光・交流室
	設置根拠等	近畿東中央部FIT促進事業実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成17年6月28日
	県費支出額	負担金 平成20年度：5,000,000円、21年度：3,000,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 23301「三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略の推進」
	事業内容	個人旅行者(FIT)の有望マーケットである韓国、台湾、香港等を対象に、奈良、三重及び京都を含む近畿東中央部への誘客を促進させるため、国、他府県及び観光事業者等と連携し、域内の周遊に便利なアクセス方法を活用し、個人旅行者の増加を図っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	実行委員会を設置して国、他府県及び観光事業者等と連携を強化し、誘客を促進することを目的としており、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		近畿東中央部FIT促進事業実行委員会
担当室		農水商工部 観光・交流室
事業内容		個人旅行者(FIT)の有望マーケットである韓国、台湾、香港等を対象に、奈良、三重及び京都を含む近畿東中央部への誘客を促進させるため、国、他府県及び観光事業者等と連携し、域内の周遊に便利なアクセス方法を活用し、個人旅行者の増加を図っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	近畿東中央部FIT促進事業実行委員会の会計事務にかかる取扱規程を整備している。
	2 団体の財務会計処理状況	検査の記録が行われていない。
	3 規約の整備状況	近畿東中央部FIT促進事業実行委員会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	三重県への個人旅行者の増加を図ることを目的に、安価で便利な交通手段が確保されていることを海外に広報している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、総会を開催している。
	6 その他	委託契約の入札に係る一連の手続きは、すべて近畿運輸局が執り行い、事業を委員会担当分と国担当分に振り分けて委員会に通知してくるが、事務の分担に係る基準が不明確である。
意見		・検査の記録が行われていないので、記録されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県外国人観光客誘致促進協議会
概要	担当室	農水商工部 観光・交流室
	設置根拠等	三重県外国人観光客誘致促進協議会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成16年8月31日
	県費支出額	負担金 平成20年度：1,000,000円、21年度：1,000,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 23302「多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり」
	事業内容	三重県内への外国人観光客誘致を促進するとともに、県内の観光産業全体の活性化を図るため、関係機関との連携を密にし、外国人観光客誘致のための戦略の検討、事業の実施、情報交換等を行っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	三重県内への外国人観光客誘致を促進し、県内の観光産業全体の活性化を図るため、関係機関との連携を密にし、戦略の検討等を行っており、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	県の負担金と比べ、繰越額が多い。 (21年度への繰越が2,864,740円となっている。)
意見		・ 県の負担金と比べ、繰越額が多いので、是正に取り組まれない。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県外国人観光客誘致促進協議会
担当室		農水商工部 観光・交流室
事業内容		三重県内への外国人観光客誘致を促進するとともに、県内の観光産業全体の活性化を図るため、関係機関との連携を密にし、外国人観光客誘致のための戦略の検討、事業の実施、情報交換等を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	三重県外国人観光客誘致促進協議会の会計事務にかかる取扱規定を整備している。
	2 団体の財務会計処理状況	消耗品等の履行確認が行われていないものが見受けられた。 通帳が会長名義となっていない。 委託契約において、起案文書に予定価格が記載されていなかった。 履行確認書が作成されていないものが見受けられた。 消耗品等の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県外国人観光客誘致促進協議会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	三重県内への外国人観光客誘致を促進し、県内の観光産業全体の活性化に寄与することを目的とし、外国人観光客誘致のための戦略の検討や事業の実施を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき総会が開催されている。 理事会の議事録において、作成されていないものが見受けられた。
	6 その他	東海外客誘致促進協議会の負担金の受入れが遅いことが、多額の繰越金の原因と考えられるので、当該負担金の早期受入れを要望することが望まれる。
意見		・消耗品等の履行確認が行われていないものが見受けられたので、履行確認を行われない。 ・通帳が会長名義となっていないので、是正されたい。 ・委託契約において、起案文書に予定価格が記載されていなかったもので、記載されたい。 ・履行確認書が作成されていないものが見受けられたので、作成されたい。 ・理事会の議事録において、作成されていないものが見受けられたので、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会
概要	担当室	教育委員会事務局 高校教育室
	設置根拠等	第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会会則
	県庁舎内への設置年月日	平成19年6月27日
	県費支出額	負担金 平成20年度：55,079,329円、21年度：170,098,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 12203 「特色ある教育の推進」
	事業内容	第33回全国高等学校総合文化祭の開催のため、関係機関と連携し、準備・運営を行っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	関係機関との連携を密にし、実行委員会の設置を行い、全国高等学校文化祭の準備・運営を円滑に行うものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	負担金の申請・交付事務について、決裁者は異なるものの決裁ラインは、所管部局・団体側それぞれ同じラインである。
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会
担当室		教育委員会事務局 高校教育室
事業内容		第33回全国高等学校総合文化祭の開催のため、関係機関と連携し、準備・運営を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会会計規程等において整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納員の印がないものが見受けられた。 予定価格が作成されていないものが見受けられた。 随意契約理由が明記されていないものが見受けられた。 履行確認書が作成されていないものが見受けられた。 備品の購入について、履行確認が十分に行われていないものが見受けられた。 印鑑及び通帳を同一人が管理していた。 補正予算を会長の決裁を受けずに事務局内部の決裁で処理しているものがあつた。 備品台帳管理簿に、取得価格欄が設けられていない。
	3 規約の整備状況	第33回全国高等学校総合文化祭三重県実行委員会会則が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	第33回全国高等学校総合文化祭が円滑に開催するため、準備・運営を行なっている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	会則に基づき実行委員会を開催している。 実行委員会での承認前に、県への交付申請がされている。
	6 その他	事務局長が事業の進捗管理を行い、週1回担当職員に「早急に目途をつけるべき業務内容」を通知しているなど、十分な進捗管理がされていた。 報告書等に沿って、予算経理室が検査を実施しているが、改善すべき指摘事項の記録はない。 事務局は、総合教育センター分館内に設置されている。
意見		・ 出納員の印もれ、予定価格の未作成、随意契約理由が明記されていないものがあつたので、適切な会計処理を行われたい。 ・ 履行確認書が作成されていないものや備品の購入について、履行確認が十分に行われていないものがあつたので、適切な会計処理を行われたい。 ・ 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。 ・ 補正予算を会長の決裁を受けずに事務局内部の決裁で処理していたので、会長の承認を受けるなど適切な処理を図られたい。 ・ 実行委員会での承認前に、県への交付申請がされているので、委員会の承認後に申請を行われたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県高等学校文化連盟
概要	担当室	教育委員会事務局 高校教育室
	設置根拠等	三重県高等学校文化連盟規約
	県庁舎内への設置年月日	昭和61年10月1日
	県費支出額	委託料 平成20年度：4,315,200円、21年度：2,314,870円 補助金 平成20年度：2,408,797円、21年度：927,246円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 12203 「特色ある教育の推進」
	事業内容	各学校の文化部担当者と連携し、文化・芸術活動に関する研修会および講習会、鑑賞会等の開催や全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への派遣等を通じて高校生の文化活動の充実を図っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	高等学校文化連盟は、生徒の文化活動の向上充実を図ることを目的としており、各学校の文化部担当者と連携を密にしながら進めているものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県高等学校文化連盟
担当室		教育委員会事務局 高校教育室
事業内容		各学校の文化部担当者と連携し、文化・芸術活動に関する研修会および講習会、鑑賞会等の開催や全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への派遣等を通じて高校生の文化活動の充実を図っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	財務処理規程が整備されていない。 ただし、三重県会計規則に準ずるとしている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではない。 通帳及び印鑑を同一人が管理していた。 県から委託されたものについて、再委託しているが、業者選定の記録や契約書の作成などの契約手続きが行われていない。
	3 規約の整備状況	三重県高等学校文化連盟規約として整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	高校生の文化活動の充実を図るため、高校生の創造活動向上充実を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき理事会、評議員会を開催している。
	6 その他	補助金申請のための決裁を受けていない。 事務局は、松阪高等学校内に設置している。
意見		・財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。 ・出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではないので、出納員を任命しチェック体制の強化を図られたい。 ・通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。 ・契約において、業者選定の記録や契約書の作成が行われていないので、適切な会計処理を行われたい。 ・補助金申請のための決裁を受けていないので、適切な事務処理を行われたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
概要	担当室	教育委員会事務局 高校教育室
	設置根拠等	平成20年度 三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会設置要綱 平成21年度 三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会会則
	県庁舎内への設置年月日	平成20年度：20年4月2日 平成21年度：21年4月1日
	県費支出額	委託料 平成20年度：1,300,000円、21年度：1,300,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 12203 「特色ある教育の推進」
	事業内容	県内産業教育担当高等学校間と連携し、職業に関する学科と総合学科において製作した作品の展示や操作体験、生産物の即売、学習成果の発表等を実施し、生徒の研究意欲、学習意欲を高めるとともに、各高校生徒間の交流を進める。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	産業教育フェア実行委員会は、県内産業教育担当高等学校間の連携を密にし、産業教育の振興、充実を図っているものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。 委託契約書に、県の施設を使用させることが明記されていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	会則を定めるにあたり、第1回実行委員会において承認を受けているが、それに先立つ事務局案としての決裁がとられていない。 当委員会は、事業終了後に解散し、次年度に新たに設置されている。
意見		・会則案の決裁が行われていないので、適切に処理されたい。 ・出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではないので、出納員を任命し、チェック機能の強化を図られるよう指導されたい。 ・委託料の会計書類の中に一部別会計で支払われたものが含まれていたため、適切な保管をするよう指導されたい。 ・会則に成立要件、議決要件の規定がなかったため、規定を整備されるよう指導されたい。 ・会則に実行委員会で審議決定すると規定されている予算・決算について、実行委員会で審議されていないので、適切な委員会運営が行われるよう指導されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
担当室		教育委員会事務局 高校教育室
事業内容		県内産業教育担当高等学校間の連携し、職業に関する学科と総合学科において製作した作品の展示や操作体験、生産物の即売、学習成果の発表等を実施し、生徒の研究意欲、学習意欲を高めるとともに、各高校生徒間の交流を進める。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会会計規程等において整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではない。 委託料の会計書類の中に一部別会計で支払われたものが含まれていた。 消耗品費の立替払いが一部見受けられた。
	3 規約の整備状況	三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会会則が整備されている。 会則には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	生徒の研究意欲、学習意欲を高めるため、各高校生徒間の交流を進めながら、職業に関する学科と総合学科において製作した作品の展示や操作体験、生産物の即売、学習成果の発表等を実施している。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、実行委員会が開催されている。 会則に実行委員会で審議決定すると規定されている予算・決算について、実行委員会で審議されていない。
	6 その他	事務局は、松阪工業高等学校内に設置している。
総括		・ 出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではない。 ・ 委託料の会計書類の中に一部別会計で支払われたものが含まれていた。 ・ 会則には、成立要件、議決要件が定められていない。 ・ 会則に実行委員会で審議決定すると規定されている予算・決算について、実行委員会で審議されていない。

※ 県からの支出が委託料のみであり、関係人調査として実施したため、「担当部局」のみに意見を示し、「任意団体」には総括として事実のみ記している。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		三重県高等学校体育連盟
概要	担当室	教育委員会事務局 スポーツ振興室
	設置根拠等	三重県高等学校体育連盟規約
	県庁舎内への設置年月日	昭和25年4月1日
	県費支出額	負担金 平成20年度： 5,000,000円、21年度： 5,000,000円 補助金 平成20年度： 75,399,164円、21年度： 62,195,000円 委託料 平成20年度： 29,642,935円、21年度： 22,603,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 12206「子どもたちの安全の確保と健康の増進」
	事業内容	運動部活動の健全な発展と充実を図るため、各高校等と連携し、高等学校生との諸大会の開催並びに派遣等を実施している。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	高等学校の生徒が三重県の代表として、全国・ブロック体育大会に参加し、各校等との連携を密にしながら、運動部活動の健全な発展と充実を図るためのものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	
	7 その他	
意見		概ね適正に処理されていた。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		三重県高等学校体育連盟
担当室		教育委員会事務局 スポーツ振興室
事業内容		運動部活動の健全な発展と充実を図るため、各高校等と連携し、高等学校生との諸大会の開催並びに派遣等を実施している。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	三重県高等学校体育連盟事務局会計規程等において整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	会計事務について、出納責任者が事務局長に委嘱されており、チェック機能が十分ではない。 負担金や交付金の交付申請等について、起案・決裁行為が行われていない。
	3 規約の整備状況	三重県高等学校体育連盟規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	運動部活動の健全な発展と充実を図るといった目的を達成するため、全国・ブロック体育大会に参加することの支援等を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、理事会、評議委員会が開催されている。 議事録が作成されていない。
	6 その他	振込手数料が安価なこと等の理由から支払い事務は、キャッシュカードを利用しているが、その処理は1人で行っており、会計処理にかかるリスクが高い。 報告書等に沿って、予算経理室が検査を実施しているが、改善すべき指摘事項の記録はない。 事務局は、亀山高等学校内に設置されている。
意見		・会計事務について、出納責任者が事務局長に委嘱されており、チェック機能が十分ではないので、別人物とするなどチェック体制強化について検討されたい。 ・負担金や交付金の交付申請等について、起案・決裁行為が行われていないので、起案・決裁を行われたい。 ・議事録が未作成であったので、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。 ・支払い事務は、キャッシュカードを利用しているが、その処理は1人で行っており、会計処理にかかるリスクが高いので、複数の職員が関与するなどチェック体制について検討されたい。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会
概要	担当室	教育委員会事務局 スポーツ振興室
	設置根拠等	全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成11年5月24日
	県費支出額	委託料 平成20年度：1,891,552円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業 13201 「地域スポーツの推進」
	事業内容	「全国スポーツ・レクリエーション祭」の開催に際し、関係機関との連携を密にし、参加者の選考派遣等を行っている。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局をおいている理由	関係機関との連携を密にしながら「全国規模である本祭典への選手派遣を行い、他県選手との交流及び県内におけるスポーツレクリエーションの普及や人口拡大を図る」ものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。 委託契約書に県の施設使用についての明記がない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、事業目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	委託料について、大幅に減額されているものがあつた。 委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっている。
	7 その他	平成21年度からは、当該団体の事務局長が、担当部局の室長から三重県レクリエーション協会事務局長へとかわったことから、当該団体業務に従事するに際しては職務専念義務免除の手続について、検討する必要がある。
意見		・委託料について、大幅に減額されているものがあつたので、適切な積算方法の検討が望まれる。 ・委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。 ・郵便代などの、立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものや検査の記録がないものがあつたので、適切な会計処理が行われるよう指導されたい。 ・通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られるよう指導されたい。 ・規約に成立要件、議決要件の規定がなかったので、規定を整備されるよう指導されたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会
担当室		教育委員会事務局 スポーツ振興室
事業内容		「全国スポーツ・レクリエーション祭」の開催に際し、関係機関との連携を密にし、参加者の選考派遣等を行っている。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会事務局会計規程等において整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	郵便代などの、立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものがあつた 検査の記録がないものが見受けられた。 通帳及び印鑑を同一人が管理していた。
	3 規約の整備状況	全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会事務局規程が整備されている。 規約には、成立要件、議決要件が定められていない。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	「国民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資する」ことを目的に、本祭典に参加するための選手派遣等を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき実行委員会が開催されている。
	6 その他	
総括		・郵便代などの、立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものがあつた。 ・検査の記録がないものが見受けられた。 ・通帳及び印鑑を同一人が管理していた。 ・規約に成立要件、議決要件が定められていない。

※ 県からの支出が委託料のみであり、関係人調査として実施したため、「担当部局」のみに意見を示し、「任意団体」には総括として事実のみ記している。

○団体別の意見等「担当部局」

任意団体名		2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会
概要	担当室	教育委員会事務局 世界新体操選手権推進室
	設置根拠等	2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会規約
	県庁舎内への設置年月日	平成20年2月12日
	県費支出額	負担金 20年度：59,089,580円、21年度：517,982,000円
	第二次戦略計画での位置付け	基本事業13201 「地域スポーツの推進」
	事業内容	関係機関との連携を密にし、平成21年9月に開催する「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」の準備および運営に関する事業を実施する。
担当部局の状況	1 庁舎内に事務局を設置している理由	関係機関との連携を密にしながら「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」を開催するものであり、県の事務事業の目的に合致しているため。
	2 団体の事務に従事している理由	上記1の理由により県の本来業務に合致しているため。
	3 行政財産使用許可手続及び経費負担	県の事務事業の効率的な遂行のために設置された団体であるとの理由で、行政財産の目的外使用許可手続はとっていない。
	4 県有物品の取扱い	上記3の理由により貸付手続等はとっていない。
	5 服務手続	上記1の理由により、事務事業の目的に合致しているとの理由で、職務命令としている。
	6 県費支出の状況	申請にかかる事務において、県と団体の決裁者が、同一人になっている。ただし、担当室以外の予算経理室への合議は行われている。
	7 その他	誘致に際しての文書の決裁が行われていない。
意見		・申請にかかる事務において、県と委員会の決裁者が、同一人になっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。 ・誘致に際しての文書の決裁が行われていないので、県として、しかるべき決裁行為に努められたい。

○団体別の意見等「任意団体」

任意団体名		2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会
担当室		教育委員会事務局 世界新体操選手権推進室
事業内容		関係機関との連携を密にし、平成21年9月に開催する「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」の準備および運営に関する事業を実施する。
任意団体の状況	1 団体の財務処理規定の整備状況	2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会事務局会計規程等において整備されている。
	2 団体の財務会計処理状況	予定価格調書が作成されていないものが見受けられた。 資金前渡において、精算返納が遅延していたものが一部見受けられた。 契約期間終了後においても広告などの事業が、委託契約に含まれているものが見受けられたので、その契約方法について検討が望まれる。
	3 規約の整備状況	2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会規約が整備されている。
	4 設立目的に沿った事業内容となっているか	世界新体操選手権三重大会の開催を目的に、大会準備および運営に関する事業を行っている。
	5 規約に基づく理事会等の開催について	規約に基づき、委員会が開催されている。
	6 その他	報告書等に沿って、予算経理室が検査を実施しているが、改善すべき指摘事項の記録はない。
意見		・ 予定価格調書が作成されていないものや資金前渡において、一部精算返納が遅延していたものがあったので、適切な会計処理を行われない。

第 7 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果について

なお、今回の監査対象としなかった団体についても、財務規程整備の有無や行政財産使用手続の状況等について、補足調査票の提出を求めた。

各団体からの回答結果は別表のとおりである。

回答結果では、財務処理規程が整備されていない団体や、通帳と印鑑を同一人が保管している団体など会計処理にかかるリスクが高いと思われる団体が相当数見受けられた。

今回、補足調査を実施した団体においても、監査対象団体と同様に改善すべき事項が見受けられることから、監査結果を十分参照のうえ、財務処理規程の整備やチェック体制等の強化を行い、より一層適正な運営を図ることが望まれる。

※ 今回の補足調査は、事前調査により把握した 163 団体のうち監査を実施した 22 団体を除いた、141 団体に対して実施したものです。

補足調査の主な概要

区分	行政財産使用手続の状況		諸設備経費の負担状況		服務の取扱		財務処理規程整備		通帳・印鑑の管理状況	
	有	無	有	無	職専免	職務命令	有	無	別人が管理	同一人管理
政 策 部	1	26		27	3	24	6	9	10	4
防災危機管理部		7		7	7			7	7	
生活・文化部	2	4	2	4	5			4	4	
健康福祉部	2	10	2	10	2	9		10	3	7
環境森林部		3		3		3		2		2
農水商工部	2	65	1	66	1	63	8	41	45	3
県土整備部		3		3	1	2	2	1	2	1
教育委員会	2	12	2	12		11	1	10	7	4
議会事務局		1		1		1		1		1
警察本部	1		1							

別表 第7 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果一覧

No.	担当部局	任意団体名	行政財産使用 手続の状況		諸設備経費の 負担状況		県有備品貸付 手続の状況		サービスの取扱			任意団体に対する 検査・監査		財務処理規程 整備		通帳・印鑑の保管状況		通帳・印鑑の管理状況	
			有	無	有	無	有	無	職専免	職務命令	その他	実施	未実施	有	無	施錠できる	施錠できない	別人が管理	同一人管理
1	政策部 広聴広報室	三重県広報協会		○		○		○	○ (21～)	○		○		○		○			○
2	政策部 企画室	伊勢湾総合対策協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
3	政策部 企画室	三重・畿央地域首都機能 移転連絡会議		○		○		○		○		○			○	○		○	
4	政策部 企画室	三重畿央新都推進協議会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
5	政策部 交通政策室	伊勢湾口道路建設促進期 成同盟会		○		○		○		○		○			○	○		○	
6	政策部 交通政策室	三重県鉄道網整備促進期 成同盟会		○		○		○		○		○			○	○		○	
7	政策部 交通政策室	東海南海交流会議		○		○		○		○		○			○	○		○	
8	政策部 交通政策室	関西本線複線電化促進連 盟		○		○		○		○		○			○	○		○	
9	政策部 交通政策室	東海南海連絡道建設推進 期成同盟会		○		○		○		○		○			○	○		○	
10	政策部 土地・資源室	三重県国土調査推進協議 会		○		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—
11	政策部 土地・資源室	東海ブロック国土調査推 進連絡協議会		○		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—
12	政策部 桑名県民センター	桑員ふれあいの道協議会		○		○		○		○		○		○		○			○
13	政策部 桑名県民センター	桑員地区高齢者交通安全 活動指導員連絡協議会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
14	政策部 四日市県民センター	みえ歴史街道構想四日市 地域推進協議会		○		○		○		○			○	○		○			○
15	政策部 四日市県民センター	三河地区高齢者交通安全 活動指導員連絡協議会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
16	政策部 四日市県民センター	四日市県民センター管内 人権・同和行政推進連絡 会議		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
17	政策部 津県民センター	みえ歴史街道構想津地域 推進協議会		○		○		○		○			○	○		○			
18	政策部 津県民センター	「津の美しい海づくり」 実行委員会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
19	政策部 松阪県民センター	松阪紀勢界隈まちかど博 物館運営協議会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
20	政策部 松阪県民センター	松阪・紀勢地域交通事故 防止あんなび会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
21	政策部 伊勢県民センター	みえ歴史街道構想南勢志 摩地域推進協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
22	政策部 伊賀県民センター	伊賀・夢・街道づくり協 議会		○		○		○		○		○		○		○			○
23	政策部 尾鷲県民センター	交通三愛運動推進本部		○		○		○	○			○		○		○		○	
24	政策部 尾鷲県民センター	紀北地域人権まちづくり 推進協議会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
25	政策部 熊野県民センター	紀南地区人権啓発推進協 議会	○			○	—	—	—	—	—	○		—	—	—	—	—	—
26	政策部 熊野県民センター	東紀州まちかど博物館紀 南地区運営委員会		○		○		○		○		—	—	—	—	—	—	—	—
27	政策部 東京事務所	東京三重県人会		○		○		○	○			○			○	○		○	
28	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会北勢支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
29	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会中勢支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
30	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会伊賀支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
31	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会松阪支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
32	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会南勢支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
33	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会紀北支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
34	防災危機管理部 消防・保安室	三重県消防協会紀南支会		○		○		○	○			○			○	○		○	
35	生活・文化部 交通安全・消費生活 室	チャレンジ実行委員会		○		○		○	○			○			○	○		○	
36	生活・文化部 交通安全・消費生活 室	三重県金融広報委員会	○		○			○	○			○			○	○		○	

別表 第7 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果一覧

No.	担当部局	任意団体名	行政財産使用 手続の状況		諸設備経費の 負担状況		県有備品貸付 手続の状況		サービスの取扱			任意団体に対する 検査・監査		財務処理規程 整備		通帳・印鑑の保管状況		通帳・印鑑の管理状況	
			有	無	有	無	有	無	職専免	職務命令	その他	実施	未実施	有	無	施錠できる	施錠できない	別人が管理	同一人管理
37	生活・文化部 交通安全・消費生活 室	三重県交通安全母の会連 合会		○		○		○	○			○			○	○		○	
38	生活・文化部 交通安全・消費生活 室	三重県消費者団体連絡協 議会		○		○		○	○			-	-	-	-	-	-	-	-
39	生活・文化部 三重県人権センター	三重県人権フォーラム実 行委員会	○		○		-	-	-	-	-	○		-	-	-	-	-	-
40	生活・文化部 図書館	三重県図書館協会		○		○		○	○ (21~)	○		○			○	○		○	
41	健康福祉部 業務食品室	献血推進ページェント実 行委員会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
42	健康福祉部 業務食品室	薬物クリーンみえ推進協 議会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
43	健康福祉部 障害福祉室	三重県肢体不自由児協会	○		○		○		○ (21~)	○		○		-	-	-	-	-	-
44	健康福祉部 こども未来室	三重県青少年補導セン ター連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
46	健康福祉部 熊野保健福祉事務所	紀南圏域障害者総合相談 支援センター運営協議会	○		○		-	-	-	-	-	○		-	-	-	-	-	-
45	健康福祉部 北勢児童相談所	北勢地区青少年育成市町 民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
47	健康福祉部 中勢児童相談所	松阪地方青少年育成市町 民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
48	健康福祉部 南勢志摩児童相談所	南勢志摩地区青少年育成 市町民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
49	健康福祉部 伊賀児童相談所	伊賀地区青少年育成市町 民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
50	健康福祉部 紀州児童相談所	紀北地区青少年育成市町 民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
51	健康福祉部 紀州児童相談所	紀南地区青少年育成市町 民会議連絡協議会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
52	健康福祉部 こころの健康セン ター	三重県精神保健福祉協議 会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
53	環境森林部 自然環境室	室生赤目青山国定公園協 会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
54	環境森林部 自然環境室	鈴鹿国定公園協会		○		○		○	○	○		○			○	○			○
55	環境森林部 熊野農林商工環境事 務所	紀南地域マイバッグ推進 協議会		○		○		○	○	○		-	-	-	-	-	-	-	-
56	農水商工部 農水商工総務室	三重県人権啓発懇話会		○		○		○	○	○		-	-		○	-	-	-	-
57	農水商工部 農業経営室	三重県農業機械化協会		○		○		○	○	○		○		-	-	-	-	-	-
58	農水商工部 農業経営室	三重県国際農業者交流協 会		○		○		○	○	○		-	-		○	○		○	
59	農水商工部 農業経営室	三重県農業大学校緑友会		○		○		○	○	○	○	○			○	○			○
60	農水商工部 農業経営室	農山漁村のつどい実行委 員会		○		○		○	○	○		-	-	-	-	-	-	-	-
61	農水商工部 マーケティング室	三重県食品産業振興会		○		○		○	○	○		○		○		○		○	
62	農水商工部 農産物安全室	三重県地方卸売市場協力 会	○			○	-	-	-	-	-	○		-	-	-	-	-	-
63	農水商工部 農畜産室	三重県花植木振興会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
64	農水商工部 農畜産室	花の国づくり三重県協議 会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
65	農水商工部 水産経営室	三重県漁業士会		○		○		○	○	○		○			○	○		○	
66	農水商工部 産業集積室	平成20年度東海三県広域連 携水素エネルギーシンポジ ウムin三重実行委員会		○		○		○	○	○		○		○		○		○	
67	農水商工部 産業集積室	三重県メカトロ・ロボッ ト研究会		○		○		○	○	○		-	-	-	-	-	-	-	-
68	農水商工部	東海地区外国人観光客誘 致促進協議会三重県部会		○		○		○	○	○		○		○		○		○	
69	農水商工部 桑名農政環境事務所	全国農業担い手サミット inみえ桑名地区実行委員 会		○		○		○	○	○		-	-		○	○		○	
70	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑名農業改良普及事業協 議会		○		○		○	○	○		-	-		○	○		○	
71	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑名地区指導農業士会		○		○		○	○	○		-	-		○	○		○	
72	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑員4 Hクラブ		○		○		○	○	○		-	-		○	○		○	

別表 第7 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果一覧

No.	担当部局	任意団体名	行政財産使用 手続の状況		諸設備経費の 負担状況		県有備品貸付 手続の状況		サービスの取扱			任意団体に対する 検査・監査		財務処理規程 整備		通帳・印鑑の保管状況		通帳・印鑑の管理状況	
			有	無	有	無	有	無	職専免	職務命令	その他	実施	未実施	有	無	施錠できる	施錠できなし	別人が管理	同一人管理
73	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑員地区青年農業士会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
74	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑員地区農村女性アドバ イザー		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
75	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑員地域地産地消・食育 推進会議		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
76	農水商工部 桑名農政環境事務所	桑員地域食の安全・安心 確保推進会議		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
77	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	全国農業担い手サミット 三重県大会四日市鈴鹿地 域実行委員会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
78	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	北勢農業委員会協議会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
79	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	鈴鹿農青クラブ		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
80	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	鈴鹿指導農業士連絡協議 会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
81	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	四日市指導農業士会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
82	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	グリーンフィールドチャ レンジャーズ(四日市青 少年クラブ)		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
83	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	四日市青年農業士会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
84	農水商工部 四日市農林商工環境 事務所	鈴鹿地区青年農業士連絡 協議会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
85	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	全国農業担い手サミット inみえ津地域実行委員会		○		○		○		○		○			○	○		○	
86	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	津地域農業振興協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
87	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	津地区指導農業士会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
88	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	津市農業青少年クラブ		○		○		○		○		-	-	○		○		○	
89	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	地産地消ネットワーク津		○		○		○		○		○			○	○		○	
90	農水商工部 津農林水産商工環境 事務所	津地区青年農業士会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
91	農水商工部 松阪農林商工環境事 務所	全国農業担い手サミット inみえ松阪地域実行委員 会		○		○		○		○		○			○	○		○	
92	農水商工部 松阪農林商工環境事 務所	松阪地区農村青少年クラ ブ連絡協議会		○		○		○		○			○		○	○		○	
93	農水商工部 松阪農林商工環境事 務所	松阪地域農業振興協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
94	農水商工部 松阪農林商工環境事 務所	松阪地区指導農業士会		○		○		○		○		○			○	○		○	
95	農水商工部 松阪農林商工環境事 務所	松阪地区青年農業士会		○		○		○		○			○		○	○		○	
96	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	全国農業担い手サミット inみえ伊勢志摩地区実行 委員会		○		○		○		○			○	○		○		○	
97	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	伊勢志摩指導農業士会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
98	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	伊勢花き生産協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
99	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	伊勢地域農業・農村振興 協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
100	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	伊勢志摩地区農村青少年 クラブ連絡協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
101	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	伊勢志摩青年農業士連絡 協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
102	農水商工部 伊勢農林水産商工環 境事務所	地産地消ネットワークみ え伊勢志摩		○		○		○		○			○	○			○		○
103	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀米振興協議会		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
104	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	全国農業担い手サミット inみえ伊賀地域実行委員 会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
105	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀園芸振興協議会		○		○		○		○		-	-	○		○		○	
106	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀地区指導農業士会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
107	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀農業改良普及事業協 議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
108	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀地区農村青少年クラ ブ		○		○		○		○		-	-		○	○		○	

別表 第7 監査対象以外の任意団体についての補足調査の結果一覧

No.	担当部局	任意団体名	行政財産使用 手続の状況		諸設備経費の 負担状況		県有備品貸付 手続の状況		サービスの取扱			任意団体に対する 検査・監査		財務処理規程 整備		通帳・印鑑の保管状況		通帳・印鑑の管理状況	
			有	無	有	無	有	無	職専免	職務命令	その他	実施	未実施	有	無	施錠できる	施錠できない	別人が管理	同一人管理
109	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	青空ネット伊賀（青空市 推進協議会）		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
110	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	スマイル・くノ一		○		○		○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
111	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀地区青年農業士会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
112	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	地産地消ネットワーク伊 賀		○		○		○		○		-	-	○		○			○
113	農水商工部 伊賀農林商工環境事 務所	伊賀花卉園芸振興会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
114	農水商工部 熊野農林商工環境事 務所	紀南農業協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
115	農水商工部 熊野農林商工環境事 務所	全国農業担い手サミッ tinみえ熊野地域実行委員 会		○		○		○		○		○			○	○		○	
116	農水商工部 大阪事務所	大阪三重県人会		○		○		○	○			○			○	○		○	
117	農水商工部 大阪事務所	三重路会		○		○		○		○		○			○	○		○	
118	農水商工部 計量検定所	三重県計量協会	○		○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
119	農水商工部 中央農業改良普及セ ンター	三重県農村青少年クラブ 連絡協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
120	農水商工部 中央農業改良普及セ ンター	三重県青年農業士連絡協 議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
121	農水商工部 中央農業改良普及セ ンター	東海ブロック4Hクラブ 連絡協議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
122	農水商工部 中央農業改良普及セ ンター	三重県指導農業士連絡協 議会		○		○		○		○		-	-		○	○		○	
123	県土整備部 公共用地室	三重地区用地対策連絡協 議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
124	県土整備部 維持管理室	三重県建設技術協会		○		○		○	○ (21～)		○	○		○		○			○
125	県土整備部 施設災害プロジェク ト	平成20年度木曾三川連合 水防演習・複合型災害防 災実動訓練実行委員会		○		○		○		○		○		○		○		○	
126	教育委員会 高校教育室	三重県高等学校工業教育 研究会		○		○		○		○		○			○	○			○
127	教育委員会 高校教育室	テクノドリームフェア実 行委員会		○		○		○		○		○			○	○			○
128	教育委員会 高校教育室	定時制通信制生徒交流 フェスティバル推進委員 会		○		○		○		○		○			○	○			○
129	教育委員会 人権・同和教育室	各地区別人権フェスティ バル生徒実行委員会		○		○		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
130	教育委員会 社会教育・文化財保 護室	三重ふるさと文化再興事 業連絡協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
131	教育委員会 社会教育・文化財保 護室	松阪伊勢地域伝統文化伝 承事業実行委員会		○		○		○		○		○			○	○		○	
132	教育委員会 社会教育・文化財保 護室	三重県ユネスコ連絡協議 会		○		○		○		○		○			○	○		○	
133	教育委員会 社会教育・文化財保 護室	三重県社会教育委員連絡 協議会		○		○		○		○		○		○		○		○	
134	教育委員会 社会教育・文化財保 護室	伊賀中勢地域伝統文化伝 承事業実行委員会		○		○		○		○		○			○	○		○	
135	教育委員会 スポーツ振興室	第2回美し国三重市町対 抗駅伝運営委員会	○		○		-	-	-	-	-	○		-	-	-	-	-	-
136	教育委員会 スポーツ振興室	東海四県体育指導委員連 絡協議会		○		○		○		○		○			○	○		○	
137	教育委員会 スポーツ振興室	三重県体育指導委員協議 会		○		○		○		○		○			○	○		○	
138	教育委員会 スポーツ振興室	三重県体育施設協会		○		○		○		○		-	-		○	○			○
139	教育委員会 スポーツ振興室	三重陸上競技協会	○		○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	議会事務局 総務課	元県議三重の会		○		○		○		○		-	-		○	○			○
141	警察本部 警務部広聴広報課	三重県警察官友の会	○		○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第8 任意団体の状況

1 団体数

今回の監査を実施するにあたり、「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の実態について、各部局に事前調査を行い、その結果把握された団体数は163団体で、各部局別の状況については次のとおりである。

団体数では農水商工部が72団体で最も多く、全体の44.2%を占めている。

その理由は、農水商工部には、指導農業士会など、同種の団体が各地域機関におかれているためである。

また、県費支出金額により区分すると1,000千円未満の団体が30団体で構成比18.4%であり、県費を支出していない団体が108団体と全体の66.3%を占めている。

区分	任意団体数		県費支出金額により区分した団体数						
		構成比	県費支出なし	1百万円未満	1百万円～5百万円未満	5百万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～1億5千万円未満
政 策 部	32	19.7	12	15	2	1	2		
防災危機管理部	10	6.1	7			1	1		1
生活・文化部	8	4.9	3	2	2	1			
健康福祉部	13	8.0	10	2		1			
環境森林部	3	1.8	1	2					
農水商工部	72	44.2	64	2	3	2	1		
県土整備部	3	1.8	1	2					
教育委員会	20	12.3	8	5	2	2		2	1
議会事務局	1	0.6	1						
警察本部	1	0.6	1						
計	163	100.0	108	30	9	8	4	2	2

2 平成20年度決算額の状況

全ての任意団体の決算額の合計額は11億5,494万5千円であり、このうち県費額の合計額は5億4,200万2千円で46.9%を占めている。県費額の内訳は、教育委員会が2億4,381万2千円で全体の45.0%を占めている。

主なものは、第33回全国高等学校文化祭三重県実行委員会、三重県高等学校体育連盟および2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会に対するもので、3団体の合わせた県費支出額は2億2,421万7千円となっている。

区分	団体数	団体決算額	収入額	うち県費額	翌年度繰越額
政 策 部	32	124,098	144,640	77,030	20,542
防災危機管理部	10	280,260	295,820	157,241	15,560
生活・文化部	8	71,244	72,291	8,901	1,047
健康福祉部	13	19,497	22,887	6,201	3,390
環境森林部	3	1,021	2,318	164	1,297
農水商工部	72	282,037	299,584	48,493	17,547
県土整備部	3	21,294	27,835	160	6,541
教育委員会	20	349,285	351,535	243,812	2,250
議会事務局	1	264	341	0	77
警察本部	1	5,945	6,592	0	647
計	163	1,154,945	1,223,843	542,002	68,898

3 県職員の従事状況

平成20年度において、413人の県職員が団体業務に従事していた。

任意団体における県の庁舎内で継続的に活動・事務を行う県職員の従事状況については、1人で従事している団体が70団体と全体の42.9%を占めている。

区分	団体数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	従事人数
政 策 部	32	1	16	7	3	3	2	69
防災危機管理部	10		6		1		3	34
生活・文化部	8	1	1	2	2		2	22
健康福祉部	13	1	8	3	1			17
環境森林部	3		2		1			5
農水商工部	72	2	33	21	5	3	8	164
県土整備部	3					1	2	32
教育委員会	20	3	3	5	1	5	3	69
議会事務局	1		1					1
警察本部	1	1						0
計	163	9	70	38	14	12	20	413

0人については、県の庁舎内に事務局はおいているが、県職員が事務に従事していない団体のことである。(団体の専任職員が従事している)

4 団体業務に対する県職員の従事および県費支出の状況

平成 20 年度において、県職員が従事し県費を支出している団体が 51 団体と全体の 31.3%を占めている。

区分	県職員が従事し県費を支出	県職員が従事しているが、県費支出はなし	県職員が従事せず県費を支出	県職員が従事せず県費もなし	計
団体数	51	103	4	5	163
構成比(%)	31.3	63.2	2.4	3.1	100.0

(参考) 「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」の一覧表

監査委員事務局調べ

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
1	政策部	広聴広報室	三重県広報協会	4名	107	0
2	政策部	企画室	伊勢湾総合対策協議会	2名	405	400
3	政策部	企画室	三重・畿央地域首都機能移転連絡会議	1名	160	0
4	政策部	企画室	三重畿央新都推進協議会	1名	0	0
5	政策部	交通政策室	伊勢湾口道路建設促進期成同盟会	1名	3,156	449
6	政策部	交通政策室	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会	3名	2,497	1,661
7	政策部	交通政策室	三重県鉄道網整備促進期成同盟会	1名	1,153	328
8	政策部	交通政策室	東海南海交流会議	1名	673	523
9	政策部	交通政策室	関西本線複線電化促進連盟	1名	585	100
10	政策部	交通政策室	東海南海連絡道建設推進期成同盟会	1名	321	365
11	政策部	土地・資源室	三重県国土調査推進協議会	1名	2,661	30
12	政策部	土地・資源室	東海ブロック国土調査推進連絡協議会	1名	2,290	0
13	政策部	市町行財政室	三重県明るい選挙推進連合会	7名	1,802	1,800
14	政策部	地域づくり支援室	宮川流域ルネサンス協議会	4名	12,819	9,898
15	政策部	「美し国おこし・三重」推進室	「美(うま)し国おこし・三重」実行委員会	11名	39,822	39,806
16	政策部	東紀州対策室	東紀州観光まちづくり公社	4名	44,263	19,950
17	政策部	桑名県民センター 県民防災室	桑員ふれあいの道協議会	1名	174	174
18	政策部	桑名県民センター 県民防災室	桑員地区高齢者交通安全活動指導員連絡協議会	1名	0	0
19	政策部	四日市県民センター 県民防災室	みえ歴史街道構想四日市地域推進協議会	2名	198	198
20	政策部	四日市県民センター 県民防災室	三泗地区高齢者交通安全活動指導員連絡協議会	1名	38	38
21	政策部	四日市県民センター 県民防災室	四日市県民センター管内人権・同和行政推進連絡会議	1名	0	0
22	政策部	津県民センター 県民防災室	みえ歴史街道構想津地域推進協議会	1名	200	200
23	政策部	津県民センター 県民防災室	「津の美しい海づくり」実行委員会	1名	0	0
24	政策部	松阪県民センター 県民防災室	松阪紀勢界隈まちかど博物館運営協議会	1名	58	0
25	政策部	松阪県民センター 県民防災室	松阪・紀勢地域交通事故防止あんなび会	3名	0	0
26	政策部	伊勢県民センター 県民防災室	みえ歴史街道構想南勢志摩地域推進協議会	2名	232	200

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
27	政策部	伊賀県民センター 県民防災室	伊賀・夢・街道づくり協議会	2名	200	200
28	政策部	尾鷲県民センター 県民防災室	交通三愛運動推進本部	2名	151	0
29	政策部	尾鷲県民センター 県民防災室	紀北地域人権まちづくり推進協議会	2名	0	0
30	政策部	熊野県民センター 県民防災室	紀南地区人権啓発推進協議会	—	3,434	700
31	政策部	熊野県民センター 県民防災室	東紀州まちかど博物館紀南地区運営委員会	2名	0	0
32	政策部	東京事務所	東京三重県人会	3名	6,699	10
33	防災危機管理部	消防・保安室	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練 三重県実行委員会	8名	17,967	13,435
34	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会	8名	21,041	5,495
35	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 北勢支会	3名	5,169	0
36	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 中勢支会	1名	5,828	0
37	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 伊賀支会	1名	2,881	0
38	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 松阪支会	1名	1,921	0
39	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 南勢支会	1名	2,339	0
40	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 紀北支会	1名	2,689	0
41	防災危機管理部	消防・保安室	三重県消防協会 紀南支会	1名	1,126	0
42	防災危機管理部	防災対策室	三重県防災行政無線運営協議会	9名	219,299	138,311
43	生活・文化部	文化振興室	日本まんなか共和国文化首都事業4県 連携実行委員会	6名	8,650	1,825
44	生活・文化部	交通安全・消費生活室	チャレンジ実行委員会	5名	44,937	0
45	生活・文化部	交通安全・消費生活室	三重県金融広報委員会	2名	8,928	0
46	生活・文化部	交通安全・消費生活室	三重県交通安全母の会連合会	2名	960	850
47	生活・文化部	交通安全・消費生活室	三重県消費者団体連絡協議会	1名	159	0
48	生活・文化部	国際室	三重県多文化共生啓発事業実行委員会	3名	1,229	1,129
49	生活・文化部	三重県人権センター	三重県人権フォーラム実行委員会	—	5,000	5,000
50	生活・文化部	図書館	三重県図書館協会	3名	1,381	97
51	健康福祉部	薬務食品室	献血推進ページェント実行委員会	2名	1,630	250
52	健康福祉部	薬務食品室	薬物クリーンみえ推進協議会	2名	951	945
53	健康福祉部	健康づくり室	三重県難病医療連絡協議会	3名	5,006	5,006

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
54	健康福祉部	障害福祉室	三重県肢体不自由児協会	2名	2,061	0
55	健康福祉部	こども未来室	三重県青少年補導センター連絡協議会	1名	330	0
56	健康福祉部	熊野保健福祉事務所	紀南圏域障害者総合相談支援センター運営協議会	—	7,619	0
57	健康福祉部	北勢児童相談所	北勢地区青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	246	0
58	健康福祉部	中勢児童相談所	松阪地方青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	274	0
59	健康福祉部	南勢志摩児童相談所	南勢志摩地区青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	202	0
60	健康福祉部	伊賀児童相談所	伊賀地区青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	222	0
61	健康福祉部	紀州児童相談所	紀北地区青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	200	0
62	健康福祉部	紀州児童相談所	紀南地区青少年育成市町民会議連絡協議会	1名	208	0
63	健康福祉部	こころの健康センター	三重県精神保健福祉協議会	1名	548	0
64	環境森林部	自然環境室	室生赤目青山国定公園協会	1名	614	64
65	環境森林部	自然環境室	鈴鹿国定公園協会	1名	407	100
66	環境森林部	熊野農林商工環境事務所 環境室	紀南地域マイバッグ推進協議会	3名	0	0
67	農水商工部	農水商工総務室	三重県人権啓発懇話会	2名	131	131
68	農水商工部	農業経営室	全国農業担い手サミットinみえ実行委員会	5名	46,878	2,000
69	農水商工部	農業経営室	三重県農業大学校学生自治会	1名	15,950	2,645
70	農水商工部	農業経営室	三重県農業機械化協会	1名	1,055	0
71	農水商工部	農業経営室	三重県国際農業者交流協会	1名	175	0
72	農水商工部	農業経営室	三重県農業大学校緑友会	1名	24	0
73	農水商工部	農業経営室	農山漁村のつどい実行委員会	1名	0	0
74	農水商工部	マーケティング室	三重県食品産業振興会	1名	5,418	0
75	農水商工部	農産物安全室	三重県地方卸売市場協力会	—	79,785	27,900
76	農水商工部	農畜産室	三重県花植木振興会	1名	4,337	0
77	農水商工部	農畜産室	花の国づくり三重県協議会	1名	731	0
78	農水商工部	水産経営室	三重県漁業士会	4名	532	0
79	農水商工部	産業集積室	リーディング産業展みえ2009実行委員会	8名	26,431	8,960
80	農水商工部	産業集積室	平成20年度東海三県広域連携水素エネルギーシンポジウムin三重実行委員会	2名	1,713	857

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
81	農水商工部	産業集積室	三重県メカトロ・ロボット研究会	1名	0	0
82	農水商工部	観光・交流室	近畿東中央部FIT促進事業実行委員会	5名	22,719	5,000
83	農水商工部	観光・交流室	三重県外国人観光客誘致促進協議会	5名	5,549	1,000
84	農水商工部	観光・交流室	東海地区外国人観光客誘致促進協議会 三重県部会	4名	3,531	0
85	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ桑員地区 実行委員会	13名	1,833	0
86	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑名農業改良普及事業協議会	1名	1,709	0
87	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員地区指導農業士会	1名	694	0
88	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員4Hクラブ	1名	309	0
89	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員地区青年農業士会	1名	255	0
90	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員地区農村女性アドバイザー	1名	53	0
91	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員地域地産地消・食育推進会議	1名	0	0
92	農水商工部	桑名農政環境事務所 農政・普及室	桑員地域食の安全・安心確保推進会議	1名	0	0
93	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミット三重県大会四 日市鈴鹿地域実行委員会	15名	2,546	0
94	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	北勢農業委員会協議会	4名	1,274	0
95	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	鈴亀農青クラブ	1名	720	0
96	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	鈴鹿指導農業士連絡協議会	1名	489	0
97	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	四日市指導農業士会	1名	432	0
98	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	グリーンフィールドチャレンジャーズ (四日市青少年クラブ)	1名	379	0
99	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	四日市青年農業士会	1名	196	0
100	農水商工部	四日市農林商工環境事務所 農政・普及室	鈴鹿地区青年農業士連絡協議会	1名	141	0
101	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ津地域 実行委員会	2名	1,554	0
102	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	津地域農業振興協議会	2名	503	0
103	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	津地区指導農業士会	1名	473	0
104	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	津市農業青少年クラブ	1名	420	0
105	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	地産地消ネットワーク津	2名	257	0
106	農水商工部	津農林水産商工環境事務所 農政・普及室	津地区青年農業士会	1名	104	0
107	農水商工部	松阪農林商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ松阪地 域実行委員会	3名	1,331	0

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
108	農水商工部	松阪農林商工環境事務所 農政普及室	松阪地区農村青少年クラブ連絡協議会	2名	987	0
109	農水商工部	松阪農林商工環境事務所 農政普及室	松阪地域農業振興協議会	3名	407	0
110	農水商工部	松阪農林商工環境事務所 農政普及室	松阪地区指導農業士会	2名	237	0
111	農水商工部	松阪農林商工環境事務所 農政普及室	松阪地区青年農業士会	2名	45	0
112	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ伊勢志 摩地区実行委員会	5名	2,569	0
113	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	伊勢志摩指導農業士会	2名	1,120	0
114	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	伊勢花き生産協議会	2名	611	0
115	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	伊勢地域農業・農村振興協議会	2名	566	0
116	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	伊勢志摩地区農村青少年クラブ連絡協 議会	2名	443	0
117	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	伊勢志摩青年農業士連絡協議会	2名	320	0
118	農水商工部	伊勢農林水産商工環境事務所 農政・普及室	地産地消ネットワークみえ伊勢志摩	2名	97	0
119	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀米振興協議会	1名	10,638	0
120	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ伊賀地 域実行委員会	2名	1,457	0
121	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀園芸振興協議会	3名	745	0
122	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀地区指導農業士会	2名	659	0
123	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀農業改良普及事業協議会	3名	470	0
124	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀地区農村青少年クラブ	2名	360	0
125	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	青空ネット伊賀（青空市推進協議会）	2名	269	0
126	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	スマイル・くノ一	1名	193	0
127	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀地区青年農業士会	2名	183	0
128	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	地産地消ネットワーク伊賀	3名	180	0
129	農水商工部	伊賀農林商工環境事務所 農政・普及室	伊賀花卉園芸振興会	1名	98	0
130	農水商工部	熊野農林商工環境事務所 農政・普及室	紀南農業協議会	1名	855	0
131	農水商工部	熊野農林商工環境事務所 農政・普及室	全国農業担い手サミットinみえ熊野地 域実行委員会	6名	626	0
132	農水商工部	大阪事務所	大阪三重県人会	2名	3,764	0

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
133	農水商工部	大阪事務所	三重路会	2名	932	0
134	農水商工部	計量検定所	三重県計量協会	—	16,906	0
135	農水商工部	中央農業改良普及センター 普及企画室	三重県農村青少年クラブ連絡協議会	1名	881	0
136	農水商工部	中央農業改良普及センター 普及企画室	三重県青年農業士連絡協議会	1名	683	0
137	農水商工部	中央農業改良普及センター 普及企画室	東海ブロック4Hクラブ連絡協議会	1名	546	0
138	農水商工部	中央農業改良普及センター 専門技術室	三重県指導農業士連絡協議会	1名	3,559	0
139	県土整備部	公共用地室	三重地区用地対策連絡協議会	13名	1,285	75
140	県土整備部	維持管理室	三重県建設技術協会	15名	4,092	0
141	県土整備部	施設災害プロジェクト	平成20年度木曽三川連合水防演習・複 合型災害防災実動訓練実行委員会	4名	15,917	85
142	教育委員会	高校教育室	第33回全国高等学校総合文化祭三重県 実行委員会	13名	55,086	55,086
143	教育委員会	高校教育室	三重県高等学校文化連盟	3名	35,150	6,724
144	教育委員会	高校教育室	三重県立高等学校産業教育フェア実行 委員会	2名	1,300	1,300
145	教育委員会	高校教育室	三重県高等学校工業教育研究会	2名	1,227	900
146	教育委員会	高校教育室	テクノドリームフェア実行委員会	2名	900	900
147	教育委員会	高校教育室	定時制通信制生徒交流フェスティバル 推進委員会	1名	150	150
148	教育委員会	人権・同和教育室	各地区別人権フェスティバル生徒実行 委員会	—	—	—
149	教育委員会	社会教育・文化財保護室	三重ふるさと文化再興事業連絡協議会	4名	8,328	0
150	教育委員会	社会教育・文化財保護室	松阪伊勢地域伝統文化伝承事業実行委 員会	4名	4,690	0
151	教育委員会	社会教育・文化財保護室	三重県ユネスコ連絡協議会	5名	1,065	0
152	教育委員会	社会教育・文化財保護室	三重県社会教育委員連絡協議会	4名	772	129
153	教育委員会	社会教育・文化財保護室	伊賀中勢地域伝統文化伝承事業実行委 員会	4名	0	0
154	教育委員会	スポーツ振興室	三重県高等学校体育連盟	1名	140,988	110,042
155	教育委員会	スポーツ振興室	第2回美し国三重市町対抗駅伝運営委 員会	—	29,254	7,500
156	教育委員会	スポーツ振興室	東海四県体育指導委員連絡協議会	2名	7,592	100
157	教育委員会	スポーツ振興室	全国スポーツ・レクリエーション祭三 重県派遣実行委員会	4名	2,157	1,892
158	教育委員会	スポーツ振興室	三重県体育指導委員協議会	1名	1,088	0

(単位：千円)

番号	担当部局	担当室	任意団体名	県職員の 従事	20年度団体決算額	
						内県費額
159	教育委員会	スポーツ振興室	三重県体育施設協会	2 名	427	0
160	教育委員会	スポーツ振興室	三重陸上競技協会	—	—	—
161	教育委員会	世界新体操選手権推進室	2009年第29回世界新体操選手権三重大 会組織委員会	1 5 名	59, 111	59, 089
162	議会事務局	総務課	元県議三重の会	1 名	264	0
163	警察本部	警務部広聴広報課	三重県警察官友の会	—	5, 945	0

公 告

平成 21 年度三重県一般会計補正予算が平成 22 年 3 月 3 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 12 号）

平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,039,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 769,871,647 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,175,798	528,249	4,704,047
	1 分 担 金	905,084	97,406	1,002,490
	2 負 担 金	3,270,714	430,843	3,701,557
9 国 庫 支 出 金		123,470,363	8,487,744	131,958,107
	1 国 庫 負 担 金	50,599,767	1,382,997	51,982,764
	2 国 庫 補 助 金	70,774,752	7,104,747	77,879,499
12 繰 入 金		26,535,401	18,531	26,553,932
	2 基 金 繰 入 金	26,184,563	18,531	26,203,094
		178,842,900	1,005,000	179,847,900
15 県 債		178,842,900	1,005,000	179,847,900
	1 県 債			
歳 入	合 計	759,832,123	10,039,524	769,871,647

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		63,025,545 千円	684,831 千円	63,710,376 千円
	1 総 務 管 理 費	17,931,477	157,776	18,089,253
	5 生 活 文 化 費	5,348,409	527,055	5,875,464
3 民 生 費		98,892,749	794,728	99,687,477
	1 社 会 福 祉 費	77,444,442	794,728	78,239,170
5 労 働 費		12,115,285	2,770,000	14,885,285
	1 労 政 費	11,115,715	2,770,000	13,885,715
6 農 林 水 産 業 費		43,001,681	2,698,551	45,700,232
	3 農 地 費	15,687,194	2,486,944	18,174,138
	4 林 業 費	12,371,275	124,641	12,495,916
	5 水 産 業 費	5,452,796	86,966	5,539,762
8 土 木 費		98,000,211	2,121,000	100,121,211
	1 土 木 管 理 費	21,027,765	1,400,000	22,427,765

	2 道路橋りょう費	42,594,857	200,000	42,794,857
	5 都市計画費	5,885,731	521,000	6,406,731
9 警察費		42,144,128	231,520	42,375,648
	1 警察管理費	38,565,486	85,000	38,650,486
	2 警察活動費	3,578,642	146,520	3,725,162
10 教育費		178,830,711	738,894	179,569,605
	4 高等学校費	39,681,754	714,338	40,396,092
	6 社会教育費	950,535	9,601	960,136
	7 保健体育費	2,300,008	14,955	2,314,963
	歳 出 合 計	759,832,123	10,039,524	769,871,647

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 684,831
	1 総務管理費	県庁舎等維持修繕費	157,776
	5 生活文化費	総合文化センター管理運営費	369,473
		斎宮歴史博物館費	157,582
6 農林水産業費			794,477
	3 農地費	県営水環境整備事業費	54,600
		県営ため池等整備事業費	66,150
		団体営ため池等整備事業費	13,600
		地すべり対策事業費	63,000
		海岸保全施設整備事業費	26,000
		農業農村緊急防災対策事業費	179,130
		揮発油税財源身替農道整備事業費	94,500

	一般農道整備事業費		24,150
	団体営農村振興総合整備事業費		61,740
	4 林業費	県単治山事業費	124,641
	5 水産業費	水産業研究施設機器整備費	86,966
	8 土木費		1,121,000
	1 土木管理費	公共土木施設維持管理費(地域自立・活性化交付金)	400,000
	2 道路橋りょう費	県単道路交通安全対策費	200,000
	5 都市計画費	交通結節点周辺バリアフリー改善事業費	17,000
		地域活力基盤創造交付金(街路)事業費	500,000
		県単公園維持管理費	4,000
9 警察費			231,520
	1 警察管理費	県単警察施設整備費	85,000
	2 警察活動費	県単交通安全施設整備費	83,289
		交通安全施設維持費	63,231
10 教育費			738,894

合	4 高 等 学 校 費	県立高等学校耐震化促進等緊急対策事業費	714,338
	6 社 会 教 育 費	鈴 鹿 青 少 年 セ ン タ ー 費	9,601
	7 保 健 体 育 費	県 営 ラ イ フ ル 射 撃 場 事 業 費	14,955
	計		3,570,722

変更

款	項	補正		前		補正		後
		事業	名	金	額	事業	名	金
6 農林水産業費	3 農地費			3,327,445	千円			5,231,519
		県営かんがい排水事業費		140,700		県営かんがい排水事業費		233,100
		担い手育成基盤整備事業費		546,000		担い手育成基盤整備事業費		1,035,300
		畑地帯総合農地整備事業費		52,500		畑地帯総合農地整備事業費		105,000
		担い手育成緊急整備事業費		96,600		担い手育成緊急整備事業費		563,850
		湛水防除事業費		189,000		湛水防除事業費		627,900
		県営中山間地域総合整備事業費		52,500		県営中山間地域総合整備事業費		147,000
		団体営農業集落排水整備促進事業費		205,000		団体営農業集落排水整備促進事業費		421,724
		県営農村振興総合整備事業費		26,250		県営農村振興総合整備事業費		78,750
				12,276,454				13,276,454
8 土木費	1 土木管理費	公共土木施設維持管理費		152,940		公共土木施設維持管理費		1,152,940
	計			16,654,302				19,558,376

第3表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額
離職者対策職業・生活相談支援緊急雇用創出事業委託に係る契約	平成21年度～平成22年度		3,571 千円
身体障がい者支援プログラム研究開発業務委託に係る契約	平成21年度～平成22年度		4,644
地域の介護力向上ふさと雇用再生業務委託に係る契約	平成21年度～平成22年度		18,741
環境基本計画策定基礎調査事業に係る契約	平成21年度～平成22年度		3,112
緊急間伐促進支援事業に係る契約	平成21年度～平成22年度		35,300
治山施設適正管理事業に係る契約	平成21年度～平成22年度		54,300
森林荒廃等現況調査事業に係る契約	平成21年度～平成22年度		54,300
治山事業（松阪市飯高町赤桶外3箇所）に係る契約	平成21年度～平成22年度		162,640
農業版地域人材育成緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度		85,430
畜産経営改善指導地域人材育成緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度		9,187
白色系アコヤガイ交配試験緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度		6,528
コミュニティビジネス支援人材育成緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度		19,631

エネルギー関連先端研究緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度	15,887
観光関連緊急雇用創出事業委託契約	平成21年度～平成22年度	191,713

変 更

事 項	補 正		前		後	
	期	間	限	度	額	額
介護雇用プログラム緊急雇用業務委託に係る契約	平成22年度～平成23年度			502,484	平成22年度～平成23年度	639,883
				千円		千円

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	千円 777,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金については、銀行その他の場合はその融資条件による。ただし、県財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	千円 1,079,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金については、銀行その他の場合はその融資条件による。ただし、県財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。	千円 1,079,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金については、銀行その他の場合はその融資条件による。ただし、県財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰り換えることとする。
農地防災事業費	610,000	"	"	"	888,000	"	"	"	"	"	"	"
中山間振興費	99,000	"	"	"	116,000	"	"	"	"	"	"	"
農村振興費	1,446,000	"	"	"	1,504,000	"	"	"	"	"	"	"
公共土木施設維持費	2,765,000	"	"	"	2,976,000	"	"	"	"	"	"	"
街路事業費	689,000	"	"	"	828,000	"	"	"	"	"	"	"
計	178,842,900				179,847,900							

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月5日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成22年2月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人ジャパンサポートフォーラム

(2) 代表者の氏名

岸 高志

(3) 主たる事務所の所在地

度会郡大紀町錦 346 番地 8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県度会郡及びその周辺地域を中心に、介護を必要としている人々に、介護補助・生活支援を実施し、要介護者の住みよい町作りに関する事業を行い、もって福祉、医療に寄与する目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成22年3月5日

三重県知事 野 呂 昭 彦

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）

退任理事

多気郡多気町四疋田 160

長谷川 順 一

伊勢市村松町 3766-2

森 下 隆 生

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

平成22年3月5日

三重県知事 野 呂 昭 彦

羽根土地改良区（伊賀市青山羽根 489 番地の 7）

退任清算人

伊賀市青山羽根 1711 番地

川 口 亮太郎

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
